

コロナ終息後の地方行財政の展望について

～過疎市町村における課題と対策～



総務省

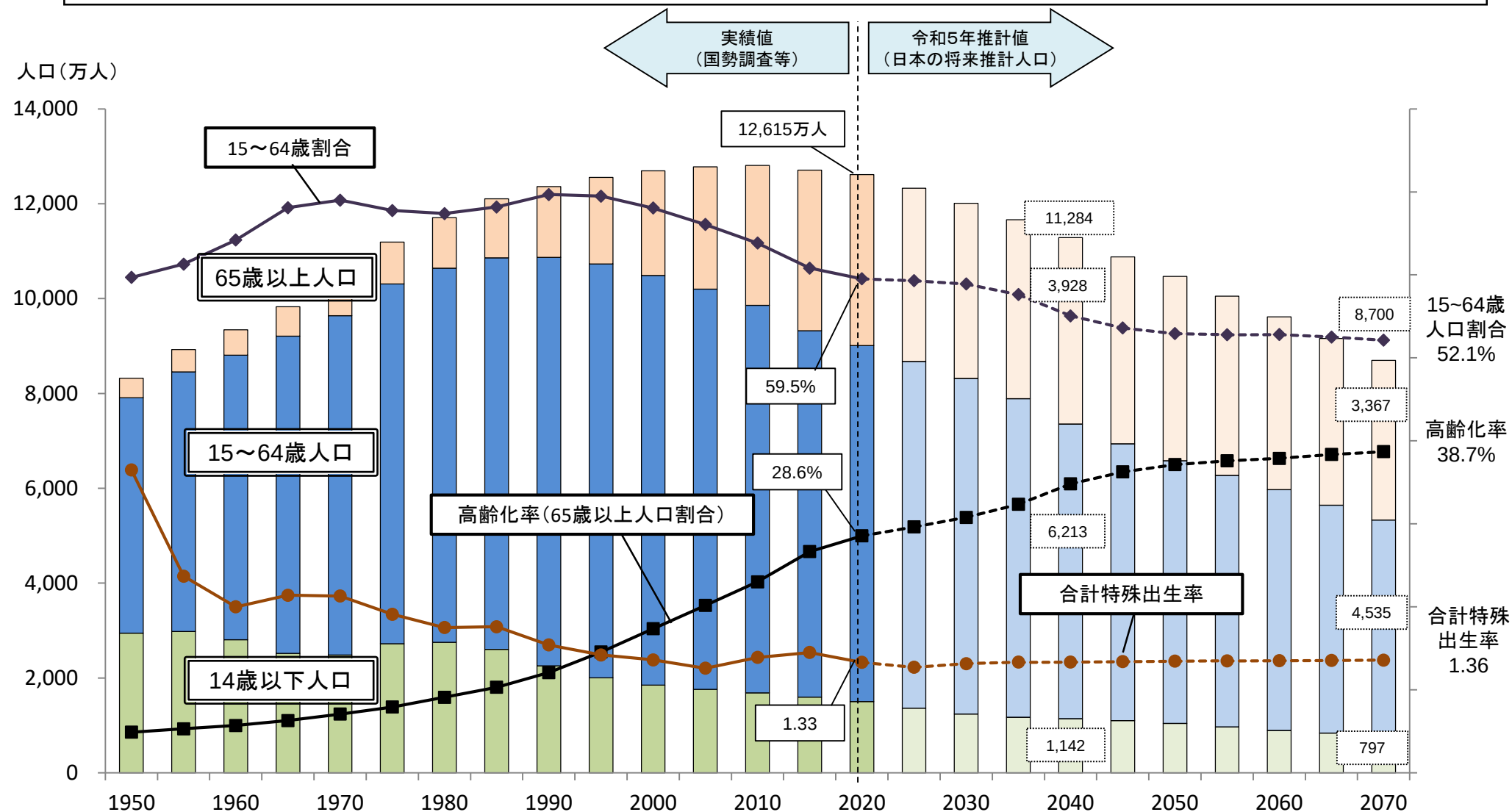
令和5年7月14日

自治財政局財政課長 新田 一郎

日本の人口の推移

国立社会保障・人口問題研究所
令和5年4月26日公表

○ 日本の人口は近年減少局面を迎えている。2070年には総人口が9,000万人を割り込み、高齢化率は39%の水準になると推計されている。



(出所) 2020年までの人口は総務省「国勢調査」、合計特殊出生率は厚生労働省「人口動態統計」、
2025年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(令和5年推計)」(出生中位(死亡中位)推計)

2040年までの人口等に関する短期・中期・長期の見通し

内閣官房作成資料

2022

2025

2030

2035

2040

2022年
- 総人口
:1億2531万人
(年間▲76万人)

- 生産年齢人口
:7438万人

- 高齢者人口
:3622万人

2023年～

生産年齢人口の減少が加速化
(年間▲50～70万人)

2022年～
2024年
後期高齢
者が急増
する
(年間+
80万人)

2025年

団塊の世代全員
が後期高齢者へ
(後期高齢者
総数2180万人)

2026年～
後期高齢
者の増加
率が低下

2030年

- 総人口：1億2000万人を切る
(年間▲73万人)
- 生産年齢人口：6900万人を切る
(年間▲75万人)

2035年

- 総人口：1億1522万人
(年間▲82万人)
- 生産年齢人口：6500万人を切る
(年間▲92万人)

2040年

- 総人口：1億1092万人
(年間▲88万人)
- 生産年齢人口：6000万人を切る
(年間▲97万人)

2030年～

高齢者数が安定し始める (年間+20～30万人)
- 多くの地域で高齢者数は減少、首都圏では高齢者
(後期高齢者) は増加し続ける。

2042年

高齢者総数が3935万人
となり、ピークを迎える

2025年

認知症：675万人

2030年

認知症：744万人
(2025年より69万人増)

2040年

認知症：802万人
(2030年より58万人増)

2025年

介護職員必要数：
243万人
(年間+5.3万人)

2040年

介護職員必要数：280万人
(2025年より37万人増)

2025年

単身高齢世帯：
751万世帯

2030年

単身高齢世帯：796万世帯
(2025年より45万世帯増)

2040年

単身高齢世帯：896万世帯
(2030年より100万世帯増、
高齢世帯の4割)

2035年～

就職氷河期世代が高齢者になり始める

【出典】

- ・人口について：総務省「人口推計」（令和4年1月1日現在）、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年推計）」（出生中位（死亡中位）推計）
- ・世帯数について：国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計（全国推計）（平成30年推計）」
- ・認知症について：厚生労働科学研究費補助金厚生労働科学特別研究事業「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」（研究代表者：二宮利治（平成27年3月））。各年齢の認知症有病率が一定の場合の将来推計。
- ・介護職員数の必要数について：市町村により第8期介護保険事業計画に位置づけられたサービス見込み量（総合事業を含む）等に基づく都道府県による推計値を集計したもの。

日本の将来推計人口における高齢化率について

(単位:万人、%)

項目 団体名	2015年(平成27年)			2020年(令和2年)			2040年(令和22年)		
	全人口 a	65歳以上人口 b	高齢化率(%) b/a	全人口 a	65歳以上人口 b	高齢化率(%) b/a	全人口 a	65歳以上人口 b	高齢化率(%) b/a
北海道	538	157	29.1	522	168	32.1	428	175	40.9
青森県	131	39	30.2	124	42	33.7	91	40	44.4
岩手県	128	39	30.4	121	41	33.6	96	39	41.2
宮城県	233	60	25.7	230	65	28.1	193	73	37.9
秋田県	102	35	33.8	96	36	37.5	67	32	47.5
山形県	112	35	30.8	107	36	33.8	83	34	41.0
福島県	191	55	28.7	183	58	31.7	143	60	42.2
茨城県	292	78	26.7	287	85	29.7	238	91	38.2
栃木県	197	51	25.9	193	56	29.1	165	59	35.7
群馬県	197	55	27.6	194	58	30.2	164	62	37.7
埼玉県	727	180	24.8	734	198	27.0	672	230	34.2
千葉県	622	161	25.9	628	173	27.6	565	197	35.0
東京都	1,352	307	22.7	1,405	319	22.7	1,376	400	29.0
神奈川県	913	218	23.9	924	236	25.6	854	287	33.6
新潟県	230	69	29.9	220	72	32.8	181	71	39.2
富山県	107	33	30.6	103	34	32.6	86	33	38.8
石川県	115	32	27.8	113	34	29.8	99	36	35.9
福井県	79	23	28.6	77	23	30.6	65	24	37.2
山梨県	83	24	28.4	81	25	30.8	64	27	41.4
長野県	210	63	30.1	205	65	32.0	170	68	40.0
岐阜県	203	57	28.1	198	60	30.4	165	61	37.3
静岡県	370	103	27.8	363	109	30.1	309	116	37.5
愛知県	748	178	23.8	754	191	25.3	707	224	31.6
三重県	182	51	27.9	177	53	29.9	150	55	36.9

項目 団体名	2015年(平成27年)			2020年(令和2年)			2040年(令和22年)		
	全人口 a	65歳以上人口 b	高齢化率(%) b/a	全人口 a	65歳以上人口 b	高齢化率(%) b/a	全人口 a	65歳以上人口 b	高齢化率(%) b/a
滋賀県	141	34	24.2	141	37	26.3	130	43	32.7
京都府	261	72	27.5	258	76	29.3	224	81	36.1
大阪府	884	232	26.2	884	244	27.6	765	265	34.7
兵庫県	553	150	27.1	547	160	29.3	474	177	37.3
奈良県	136	39	28.7	132	42	31.7	107	42	39.7
和歌山県	96	30	30.9	92	31	33.4	73	29	38.9
鳥取県	57	17	29.7	55	18	32.3	47	18	37.4
島根県	69	23	32.5	67	23	34.2	56	22	38.5
岡山県	192	55	28.7	189	57	30.3	168	59	34.9
広島県	284	78	27.5	280	82	29.4	252	86	34.1
山口県	140	45	32.1	134	46	34.6	110	42	38.6
徳島県	76	23	31.0	72	25	34.2	57	23	40.1
香川県	98	29	29.9	95	30	31.8	81	30	37.0
愛媛県	139	42	30.6	133	44	33.2	108	43	40.0
高知県	73	24	32.9	69	25	35.5	54	22	41.2
福岡県	510	132	25.9	514	143	27.9	470	159	33.7
佐賀県	83	23	27.7	81	25	30.6	70	25	35.8
長崎県	138	41	29.6	131	43	33.0	105	42	39.6
熊本県	179	51	28.8	174	55	31.4	151	55	36.2
大分県	117	36	30.4	112	37	33.3	95	36	38.1
宮崎県	110	33	29.5	107	35	32.6	88	34	38.7
鹿児島県	165	49	29.4	159	52	32.5	128	51	39.4
沖縄県	143	28	19.7	147	33	22.6	145	44	30.0
合 計	12,709	3,387	26.6	12,615	3,603	28.6	11,092	3,921	35.3

※ 上表のうち、2015年（平成27年）及び2020年（令和2年）は、国勢調査結果、2040年（令和22年）は、国立社会保障・人口問題研究所が公表している

「日本の地域別将来推計人口（平成30年(2018)推計）」のデータに基づく。

（2040年（令和22年）の人口は、H27国勢調査結果を基にした推計（出生中位（死亡中位））による。）

※ 高齢化率とは、全人口に占める65歳以上人口の比率であり、上表では表示単位未満の数値（単位：人）を元に算出している。

社会保障の給付と負担の現状(2023年度予算ベース)

社会保障給付費 2023年度(予算ベース) 134.3兆円 (対GDP比 23.5%)

【給付】

社会保障給付費

年金 60.1兆円(44.8%)
《対GDP比 10.5%》

医療 41.6兆円(31.0%)
《対GDP比 7.3%》

福祉その他
32.5兆円(24.2%)
《対GDP比 5.7%》
〔うち介護13.5兆円(10.1%)
《対GDP比 2.4%》〕

〔うち子ども・子育て10.0兆円(7.5%)
《対GDP比 1.8%》〕

【負担】

保険料 77.5兆円(59.3%)

公費 53.2兆円(40.7%)

うち被保険者拠出
41.0兆円(31.4%)

うち事業主拠出
36.5兆円(27.9%)

うち国
36.7兆円(28.1%)

うち地方
16.4兆円
(12.6%)

積立金の運用収入等

各制度における
保険料負担

国(一般会計) 社会保障関係費等
※2023年度予算
社会保障関係費 36.9兆円(一般歳出の50.7%を占める)

都道府県
市町村
(一般財源)

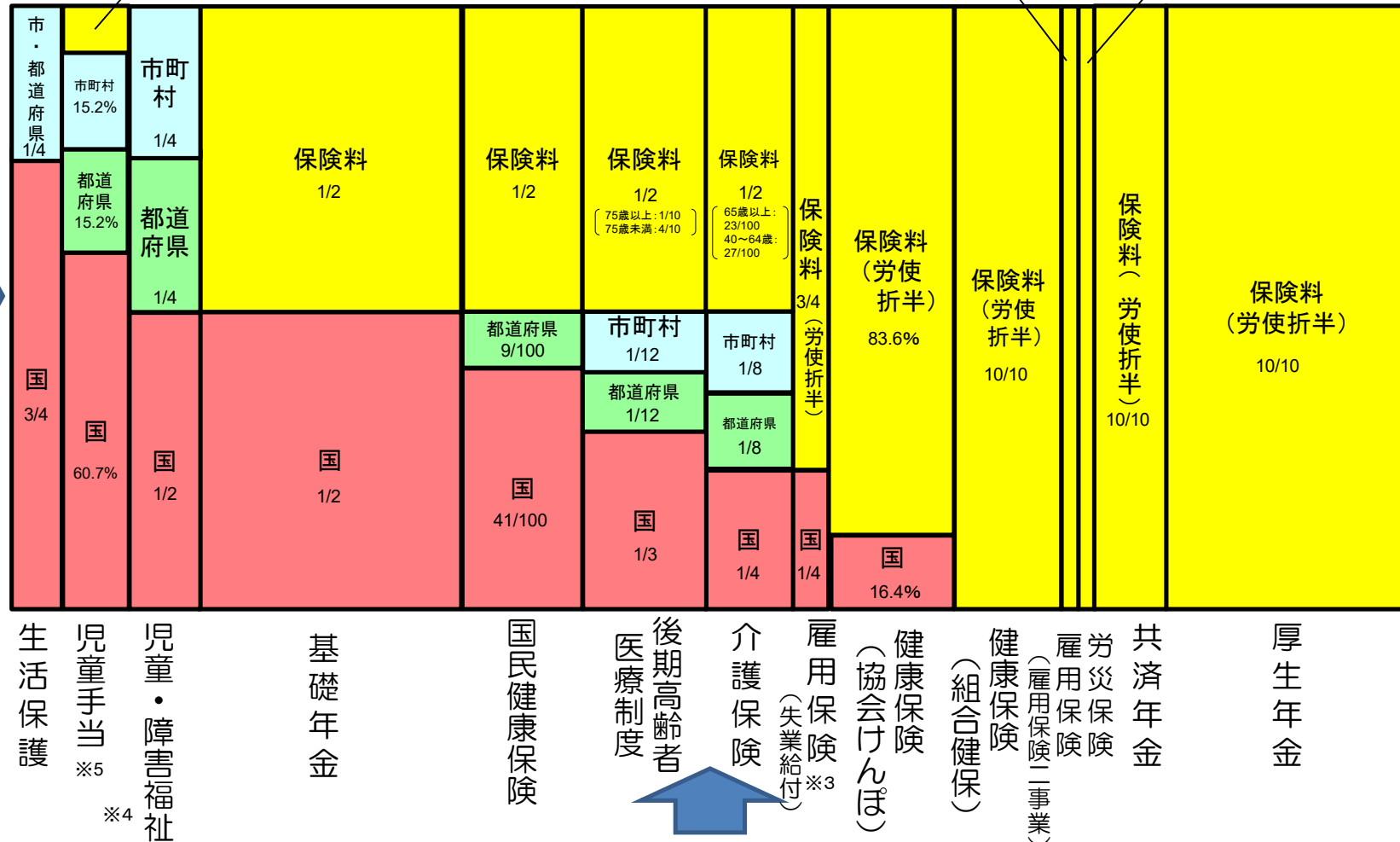
社会保障財源の全体像(イメージ)

保険料 77.5兆円 ※1、2

事業主拠出金
8.9%

保険料 10/10
(全額事業主負担)

保険料 10/10
(全額事業主負担)



国庫
36.7兆円
※1

資産収入等

地方負担 16.4兆円 ※1

(注) ※1 保険料、国庫、地方負担の額は2023年度当初予算ベース。※2 保険料は事業主拠出金を含む。※3 雇用保険(失業給付)の国庫負担割合については、雇用情勢及び雇用保険財政の状況に応じ、1/4又は1/40となるとともに、一定の要件下で一般会計からの繰入れが可能。※4 児童・障害福祉のうち、児童入所施設等の措置費の負担割合は、原則として、国1/2、地方公共団体1/2となっている。※5 児童手当については、公務員支給分を除いた割合である。

社会保障給付費の推移

(兆円)

(万円)

140

130

120

110

100

90

80

70

60

50

40

30

20

10

0

110

100

90

80

70

60

50

40

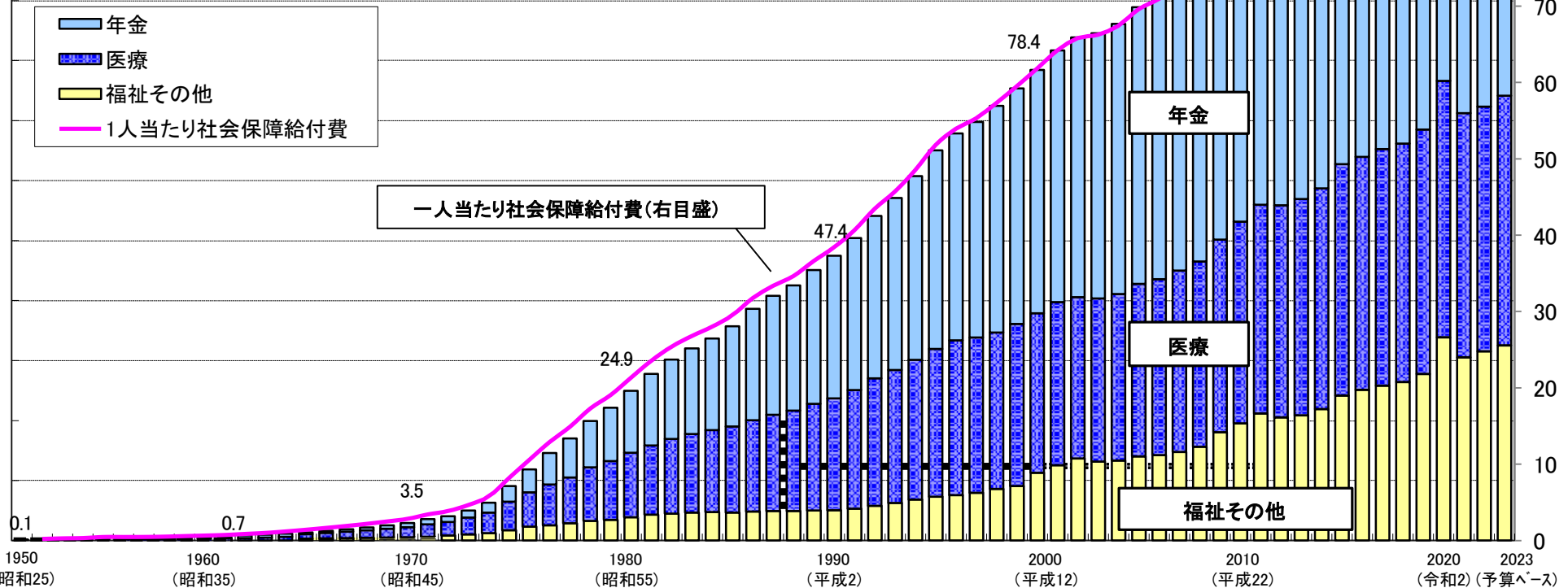
30

20

10

0

	1980	2000	2020	2023 (予算ベース)
国内総生産(兆円) A	248.4	537.6	535.5	571.9
給付費総額(兆円) B	24.9(100.0%)	78.4(100.0%)	132.2(100.0%)	134.3(100.0%)
(内訳) 年金	10.3(41.4%)	40.5(51.7%)	55.6(42.1%)	60.1(44.8%)
医療	10.8(43.2%)	26.6(33.9%)	42.7(32.3%)	41.6(31.0%)
福祉その他	3.8(15.4%)	11.3(14.4%)	33.9(25.6%)	32.5(24.2%)
B/A	10.0%	14.6%	24.7%	23.5%

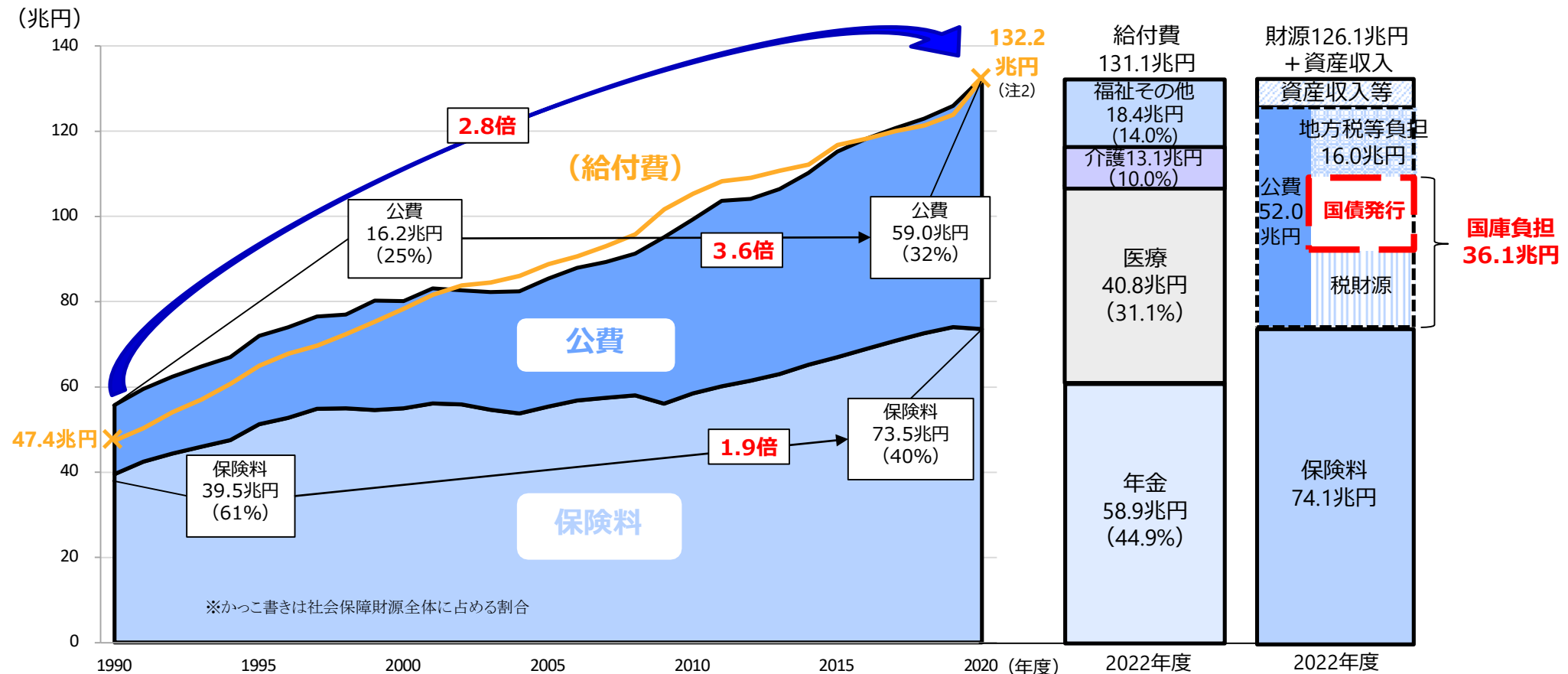


資料: 国立社会保障・人口問題研究所「令和2年度社会保障費用統計」、2021~2023年度(予算ベース)は厚生労働省推計、

2023年度の国内総生産は「令和5年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度(令和5年1月23日閣議決定)」

(注) 図中の数値は、1950,1960,1970,1980,1990,2000,2010及び2020並びに2023年度(予算ベース)の社会保障給付費(兆円)である。

社会保障給付費の増に伴う公費負担の増

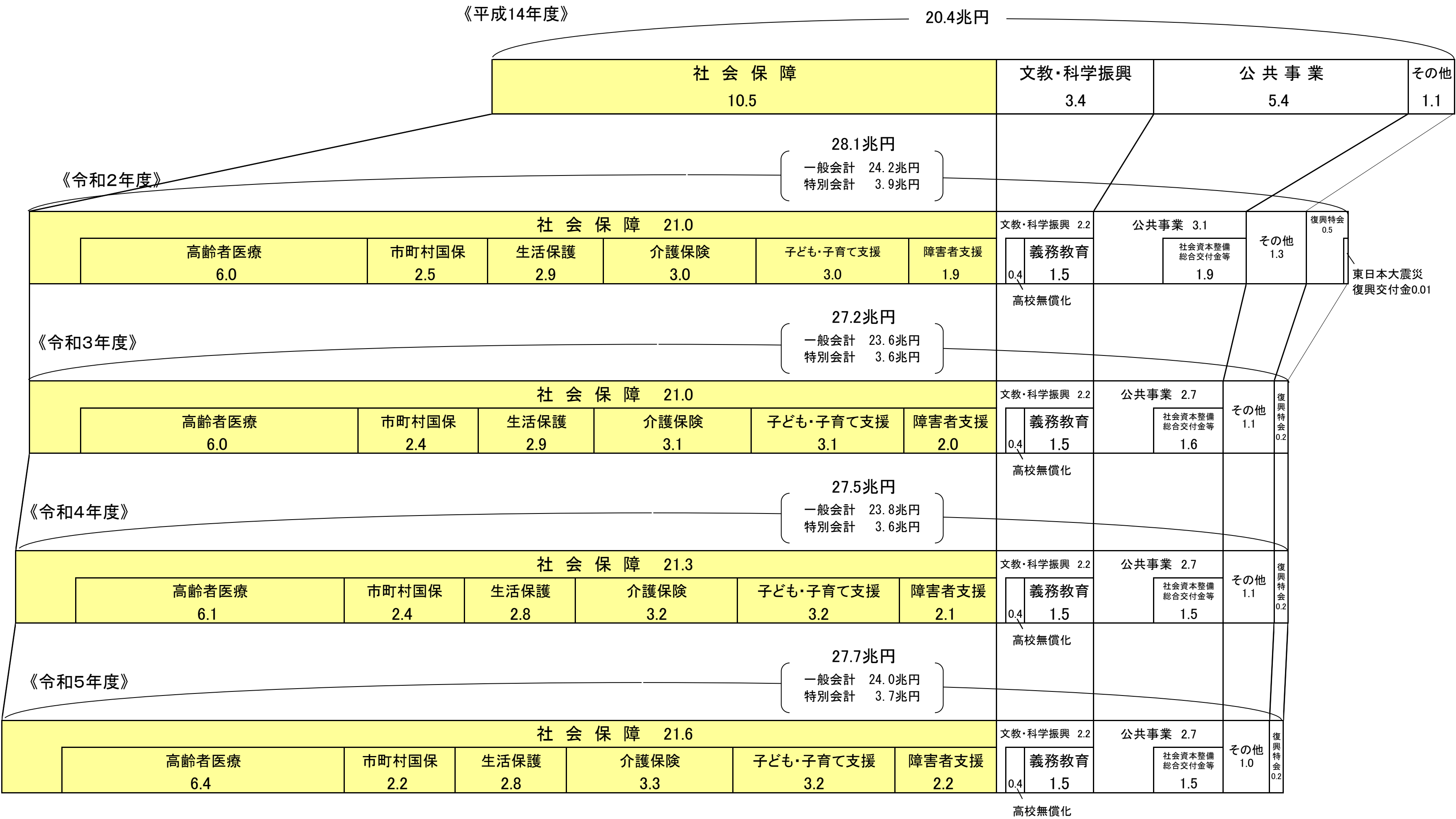


(出所) 2020年度以前は国立社会保障・人口問題研究所「社会保障費用統計」。2022年度は厚生労働省（当初予算ベース）による。

(注1) 2020年度以前については決算ベース、2022年度については当初予算ベースであり、新型コロナウイルス感染症対策に係る事業等に伴う支出の扱いが異なる点に留意。

(注2) 2020年度の給付費については、社会保障給付費（公表値）から新型コロナウイルス感染症対策に係る事業等に係る費用（公表値）を除いた場合、125.0兆円となる。

地方向け補助金等の全体像



※ 財務省資料を基に作成
※ 端数処理の結果、各区分の積み上げと合計が一致しない箇所がある

第4章 中長期の経済財政運営

2. 持続可能な社会保障制度の構築

（社会保障分野における経済・財政一体改革の強化・推進）

医療・介護サービスの提供体制については、今後の高齢者人口の更なる増加と人口減少に対応し、限りある資源を有効に活用しながら質の高い医療介護サービスを必要に応じて受けることのできる体制を確保する観点から、医療の機能分化と連携の更なる推進、医療・介護人材の確保・育成、働き方改革、医療・介護ニーズの変化やデジタル技術の著しい進展に対応した改革を早期に進める必要がある。

このため、1人当たり医療費の地域差半減に向けて、都道府県が地域の実情に応じて地域差がある医療への対応などの医療費適正化に取り組み、引き続き都道府県の責務の明確化等に関し必要な法制上の措置を含め地域医療構想を推進するとともに、都道府県のガバナンス強化、かかりつけ医機能が発揮される制度整備の実効性を伴う着実な推進、地域医療連携推進法人制度の有効活用、地域で安全に分娩できる周産期医療の確保、ドクターヘリの推進、救急医療体制の確保、訪問看護の推進、医療法人等の経営情報に関する全国的なデータベースの構築を図る。実効性のある医師偏在対策、医療専門職のタスク・シフト/シェア、薬局薬剤師の対人業務の充実、対物業務の効率化、地域における他職種の連携等を推進する。その中で、医師が不足する地域への大学病院からの医師の派遣の継続を推進する。また、関係者・関係機関の更なる対応により、リフィル処方の活用を進める。

（略）介護保険料の上昇を抑えるため、利用者負担の一定以上所得の範囲の取扱いなどについて検討を行い、年末までに結論を得る。介護保険外サービスの利用促進に係る環境整備を図る。

次期診療報酬・介護報酬・障害福祉サービス等報酬の同時改定においては、物価高騰・賃金上昇、経営の状況、支え手が減少する中での人材確保の必要性、患者・利用者負担・保険料負担への影響を踏まえ、患者・利用者が必要なサービスが受けられるよう、必要な対応を行う。その際、第5章2における「令和6年度予算編成に向けた考え方」を踏まえつつ、持続可能な社会保障制度の構築に向けて、当面直面する地域包括ケアシステムの更なる推進のための医療・介護・障害サービスの連携等の課題とともに、以上に掲げた医療・介護分野の課題について効果的・効率的に対応する観点から検討を行う。

令和5年度地方財政収支（通常収支分）

（単位：兆円）

歳出
92.0兆円
（+1.4）

給与関係経費 19.9 （▲0.1）	一般行政経費 42.1（+0.6） 〔うち 単独事業 15.0（+0.1）※ 光熱費高騰への対応 デジタル田園都市国家構想事業費 1.25（+0.05） 地域社会再生事業費 0.4（同額）〕	投資的 経 費 12.0 （▲0.0） 〔うち 脱炭素化推進事業費 0.1（+0.1）〕	公債費 11.3 （▲0.2）	その他 6.8 （+1.0）
--------------------------	--	--	-----------------------	----------------------

歳入
92.0兆円
（+1.4）

国 庫 支出金 15.0 （+0.1）	地方 債等 11.2 （+0.1）	地方税・地方譲与税等 45.7 （+1.7）	地方交付税 18.4兆円 （+0.3兆円）	〔うち ・ 特会剰余金 ・ 機構準備金の活用等 0.2〕	臨時財政対策債 〔元利償還分〕 1.0 （▲0.8）	建設地方債の増発 0.8 （同額）
------------------------------	----------------------------	------------------------------	-----------------------------	---------------------------------------	-------------------------------------	-------------------------

財源不足額 2.0兆円（▲0.6兆円）

地方一般財源総額 65.1兆円（+1.2兆円）
地方一般財源総額（水準超経費除き） 62.2兆円（+0.2兆円）

注1: 表示単位未満四捨五入の関係で積上げと合計が一致しない場合がある。

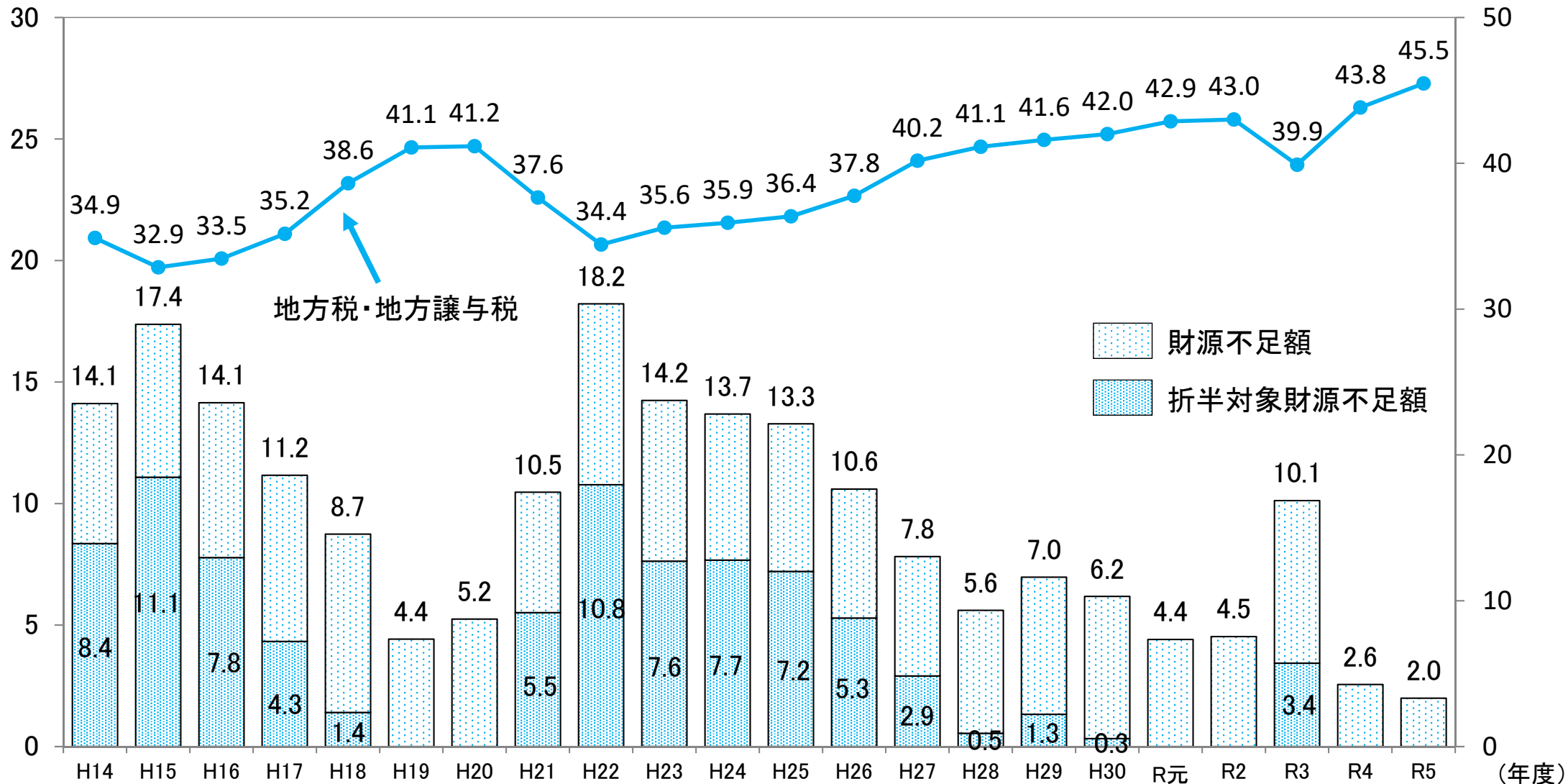
注2: ()内は令和4年度地方財政計画からの増減額

地方の財源不足額と地方税収

〔地方の財源不足額(地財計画ベース)の推移〕

(財源不足額 兆円)

(地方税・地方譲与税 兆円)



※ ()は折半対象財源不足額

※ 令和3年度の地方税・地方譲与税は、令和2年度徴収猶予の特例分(0.2兆円)を除いている。

地方一般財源総額の推移

「経済財政運営と改革の基本方針2023」(R5.6.16閣議決定)(抜粋)

令和6年度予算において、本方針、骨太方針2022及び骨太方針2021に基づき、経済・財政一体改革を着実に推進する。
ただし、重要な政策の選択肢をせばめることがあってはならない。

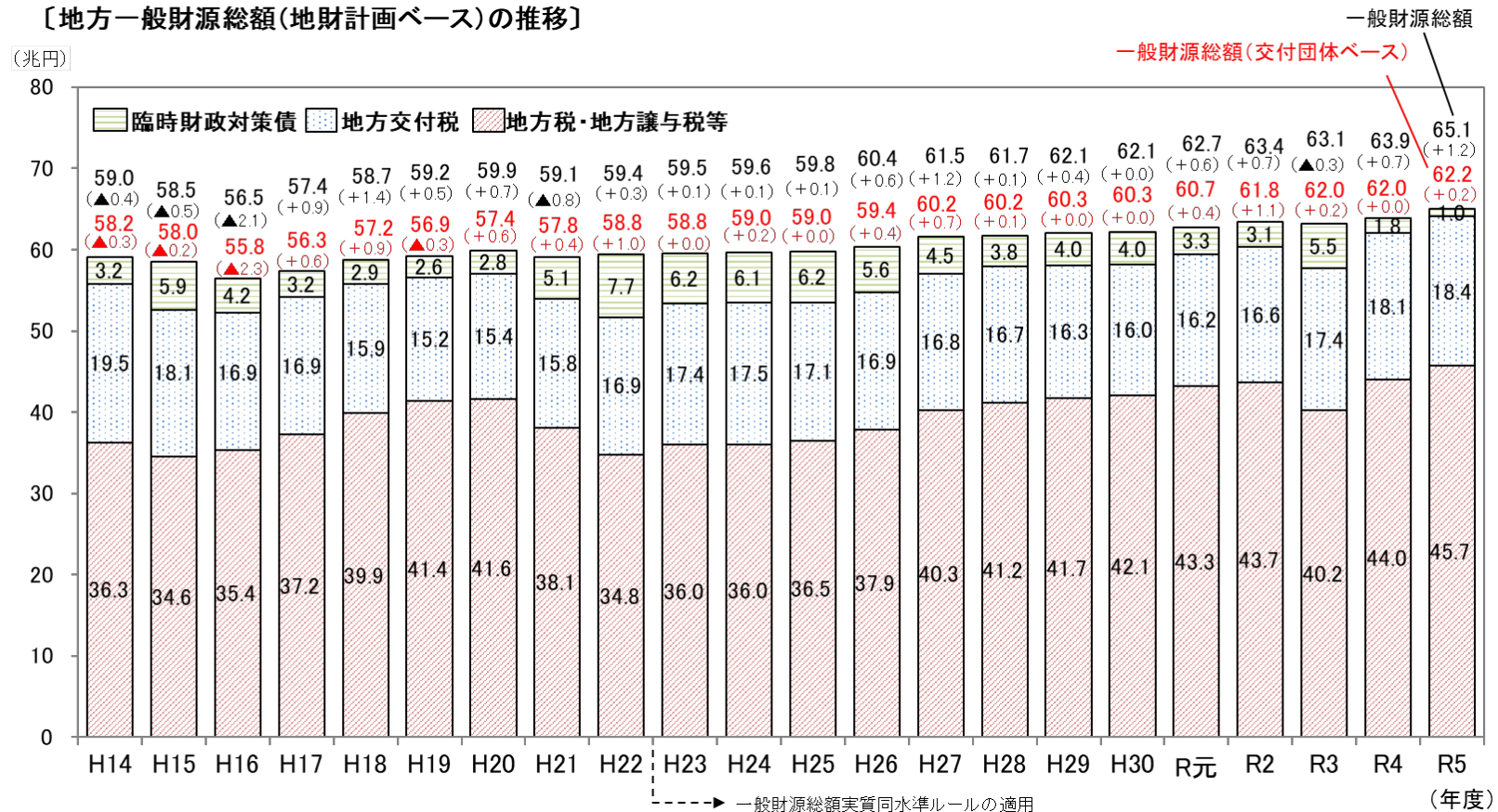
＜参考＞「経済財政運営と改革の基本方針2021」(R3.6.18閣議決定)(抜粋)

歳出の目安がこれまで財政規律としての役割を果たしてきたことを踏まえ、機動的なマクロ経済運営を行いつつ成長力強化に取り組む中で、2022年度から2024年度までの3年間について、これまでと同様の歳出改革努力を継続することとし、以下の目安に沿った予算編成を行う。

①、② (略)

③ 地方の歳出水準については、国の一般歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体を始め地方の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額について、2021年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。

〔地方一般財源総額(地財計画ベース)の推移〕



第5章 当面の経済財政運営と令和6年度予算編成に向けた考え方

1. 当面の経済財政運営について

2. 令和6年度予算編成に向けた考え方

①（略）

② 令和6年度予算において、本方針、骨太方針2022及び骨太方針2021に基づき、経済・財政一体改革を着実に推進する。

ただし、重要な政策の選択肢をせばめることがあってはならない。

③、④（略）

<参考>経済財政運営と改革の基本方針2021（令和3年6月18日閣議決定）（抜粋）

第3章 感染症で顕在化した課題等を克服する経済・財政一体改革

7. 経済・財政一体改革の更なる推進のための枠組構築・EBPM推進

（中略）歳出の目安がこれまで財政規律としての役割を果たしてきたことを踏まえ、機動的なマクロ経済運営を行いつつ成長力強化に取り組む中で、2022年度から2024年度までの3年間（※1）について、これまで（※2）と同様の歳出改革努力を継続することとし、以下の目安に沿った予算編成を行う（※3）。

- ① 社会保障関係費については、基盤強化期間においてその実質的な増加を高齢化による増加分に相当する伸びにおさめることを目指す方針とされていること、経済・物価動向等を踏まえ、その方針を継続する。
- ② 一般歳出のうち非社会保障関係費については、経済・物価動向等を踏まえつつ、これまでの歳出改革の取組を継続する。
- ③ 地方の歳出水準については、国の一般歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体を始め地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、2021年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。

※1 75歳以上人口の伸びは、2021年度0.5%の後、団塊の世代の75歳入りにより、2022年度4.1%、2023年度4.2%、2024年度3.9%と高い伸びとなる見込み。

※2 2019年度から2021年度までの3年間の基盤強化期間。

※3 真に必要な財政需要の増加に対応するため、制度改革により恒久的な歳入増を確保する場合、歳出改革の取組に当たって考慮する等の新経済・財政再生計画において定めた取組についても、引き続き推進する。その際、英米などの諸外国において、財政出動を行う中でその財源を賄う措置を講じようとしていることも参考とする。

<参考>経済財政運営と改革の基本方針2022（令和4年6月7日閣議決定）（抜粋）

第5章 当面の経済財政運営と令和5年度予算編成に向けた考え方

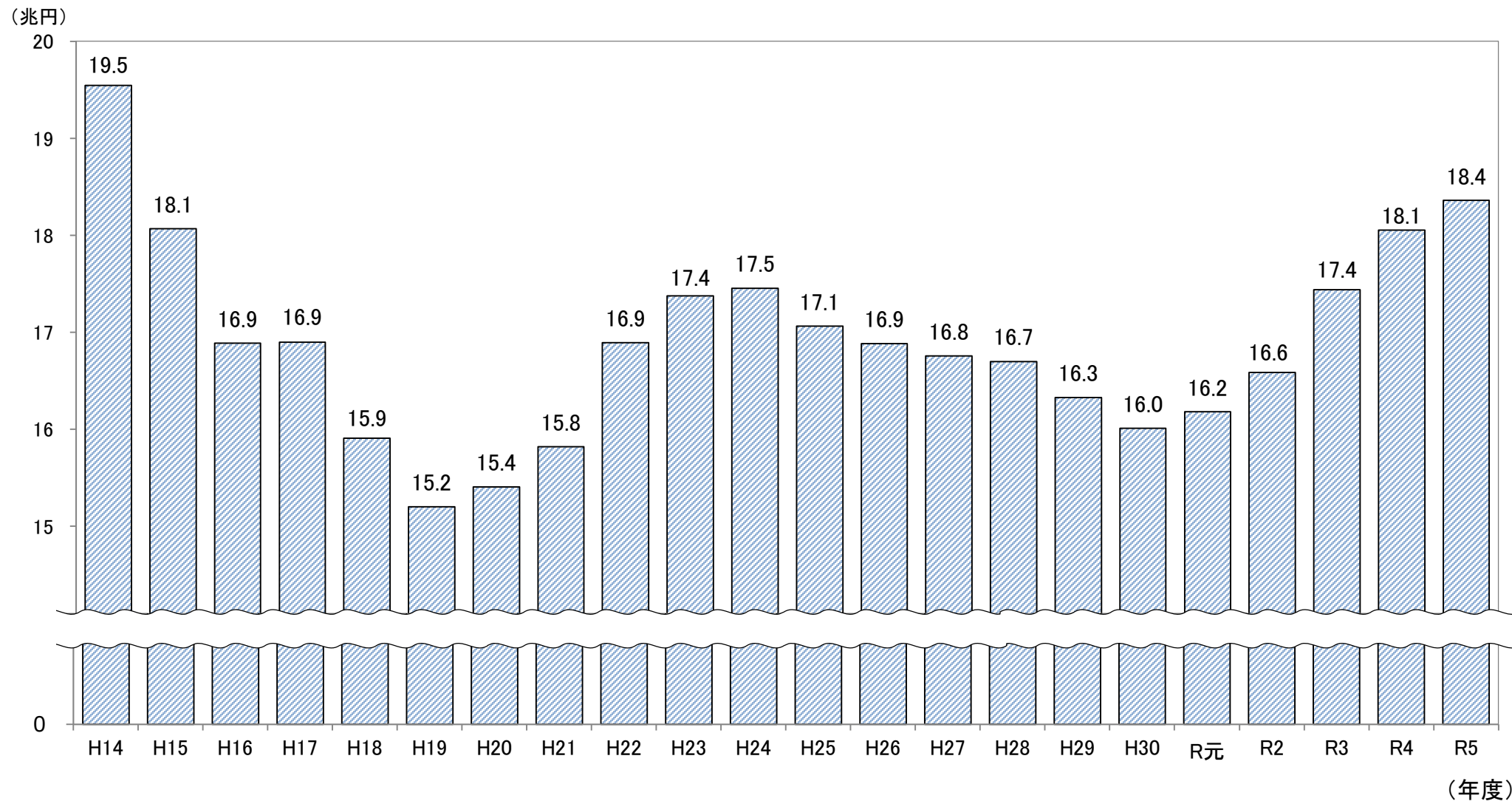
2. 令和5年度予算編成に向けた考え方

② 令和5年度予算において、本方針及び骨太方針2021に基づき、経済・財政一体改革を着実に推進する。

ただし、重要な政策の選択肢をせばめることがあってはならない。

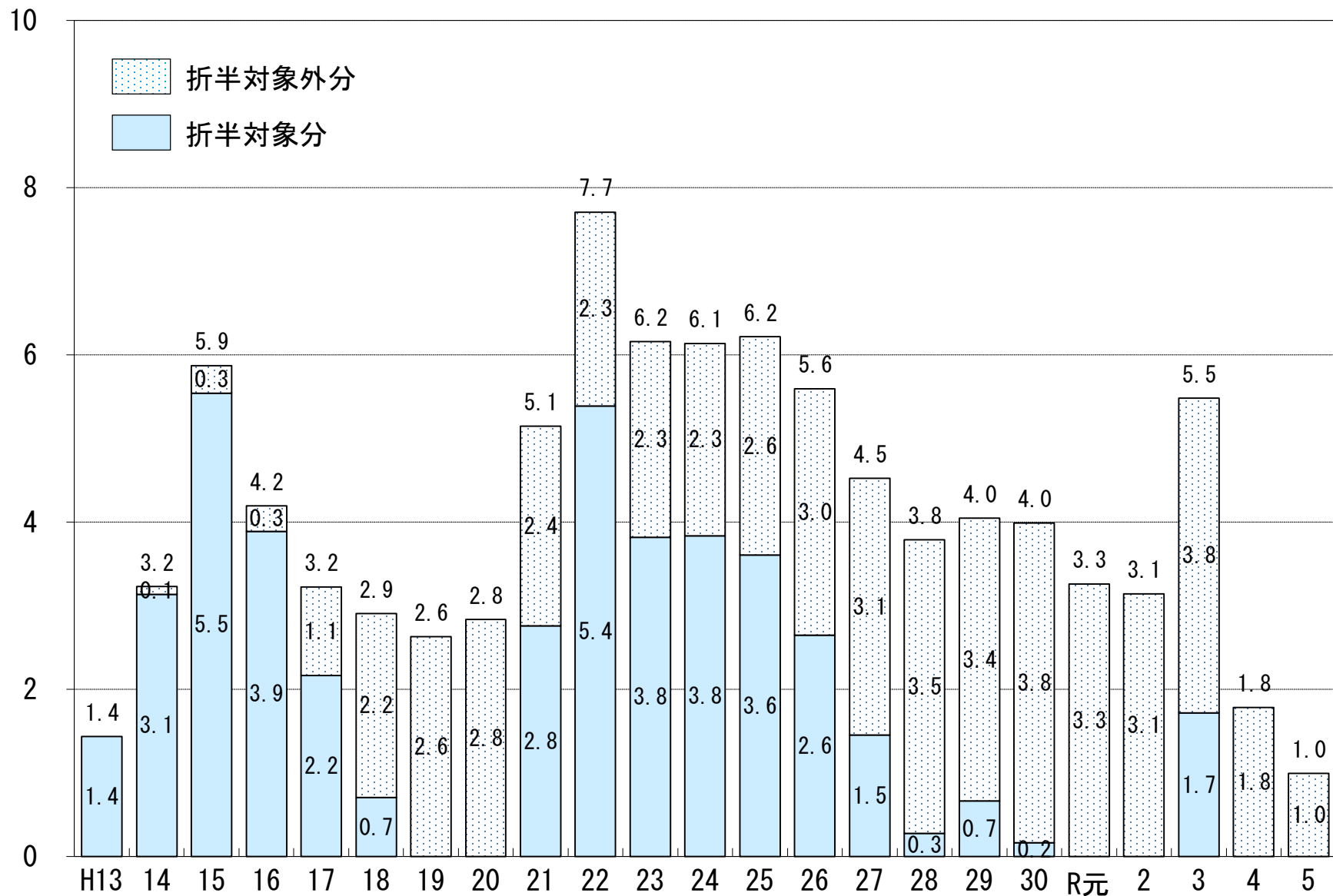
地方交付税総額の推移

〔地方交付税総額(地財計画ベース)の推移〕



臨時財政対策債の発行額

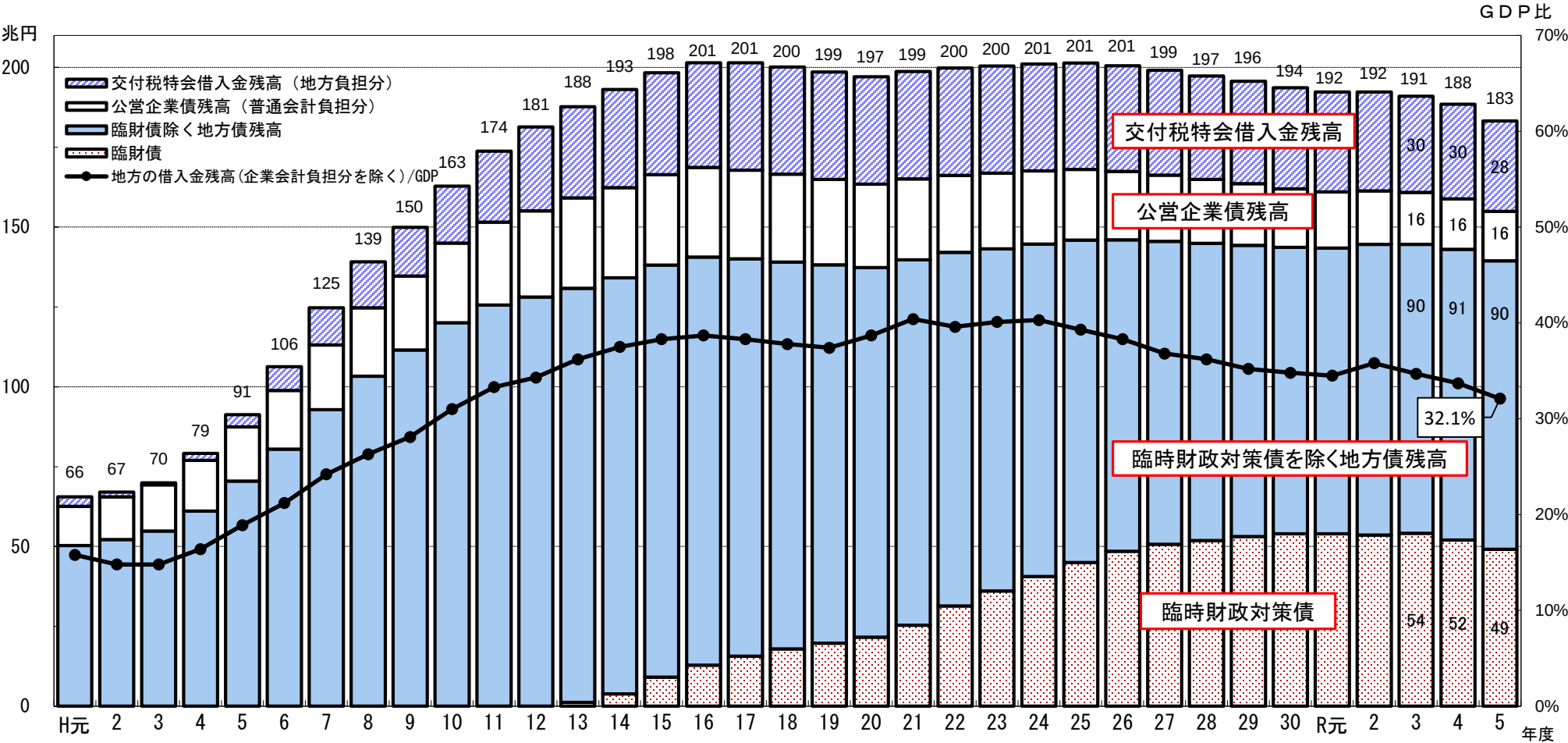
(兆円)



(※表示未満は四捨五入)

(年度)

地方財政の借入金残高の状況



(参考) 公営企業債残高（企業会計負担分）の状況

(単位：兆円)

年度	H元	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
公営企業債残高	19	20	21	22	24	25	26	28	29	30	31	32	33	33	33	33	32	32	31	30	30	29	28	27	26	26	24	24	24	23	22	22	21	21	20

第2章 新しい資本主義の加速

2. 投資の拡大と経済社会改革の実行

（デジタルトランスフォーメーション（DX）、AIへの対応）

デジタル社会のパスポートとしてのマイナンバーカードについて、政府が一丸となって制度の安全と信頼の確保に努めるとともに、ほぼ全国民に行きわたりつつある状況を踏まえ、今後は官民様々な領域での利活用シーンの拡大など、マイナンバーカードの利便性・機能向上、円滑に取得できる環境整備に取り組む。

（略）マイナポータルの利便性向上に加えて、個人や法人の税務・社会保障を始めとする各種手続の負担軽減に向けた取組を進めるとともに、デジタル技術の導入により、社会保障給付に要する事務コストを効率化し、行政機関間の情報連携を推進する。自治体の基幹業務システムの統一・標準化に向けて、「地方公共団体情報システム標準化基本方針」に基づき、2025年度末までにガバメントクラウドを活用した標準準拠システムへの移行の取組を推進する。住民・事業者目線に立ったワンストップのデジタル・ガバメントの実現には、デジタルの力を活用して国が地方を支えることが重要との考え方に基づき、共通的なデジタル基盤の活用やローカルルールの見直しなどにより、国・自治体を通じた行政サービスの見直しを進め、国民の利便性を高める。また、総務省は、推進計画に基づき、デジタル人材の確保・育成やデジタル技術の活用、住民との接点（「フロント」）の改革など、行財政の効率化等につながるデジタル化の取組を推進する。

地域のデジタル化の推進

- 「デジタル田園都市国家構想」の実現に向け、地域が抱える課題のデジタル実装を通じた解決の取組等を一層推進するため、「地域デジタル社会推進費」の事業期間を延長（令和5年度～令和7年度）
- 地域のデジタル化の基盤となるツールであるマイナンバーカードを利活用した住民サービス向上のための取組に係る事業費をマイナンバーカード利活用特別分として500億円増額（令和5年度・令和6年度）

【事業期間】 令和5年度～令和7年度

【事業費】 令和5年度 2,500億円 うちマイナンバーカード利活用特別分 500億円
（令和4年度 2,000億円）

地域が抱える課題のデジタル実装を通じた解決の取組（想定される例）

高齢者などの住民を対象とした
デジタル活用支援

デジタル技術を活用した観光振興や
働く場の創出など魅力ある地域づくり

地域におけるデジタル人材の
育成・確保

デジタル技術を活用した
安心・安全の確保

条件不利地域等におけるデジタル
技術を活用したサービスの高度化

中小企業のデジタルトランス
フォーメーション支援

うち、マイナンバーカードを利活用した取組（想定される例）

各種証明書のコンビニ交付サービス

行政手続のオンライン申請

申請書作成支援（書かない窓口）

電子母子手帳サービス等のアプリ

図書館カードとしての利用

地域公共交通における利用

地方交付税措置

【算定項目】 「地域デジタル社会推進費」（普通交付税の臨時費目）

【算定額】 令和5年度 2,500億円程度 うち道府県分 800億円程度、市町村分1,700億円程度
（令和4年度 2,000億円程度 うち道府県分 800億円程度、市町村分1,200億円程度）

総合戦略の基本的考え方

- テレワークの普及や地方移住への関心の高まりなど、**社会情勢がこれまでとは大きく変化**している中、**今こそデジタルの力を活用して地方創生を加速化・深化**し、「**全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会**」を目指す。
- **東京圏への過度な一極集中の是正や多極化を図り**、地方に住み働きながら、都会に匹敵する情報やサービスを利用できるようにすることで、**地方の社会課題を成長の原動力とし**、地方から全国へと**ボトムアップの成長につなげていく**。
- デジタル技術の活用は、その**実証の段階から実装の段階に移行**しつつあり、デジタル実装に向けた各府省庁の施策の推進に加え、デジタル田園都市国家構想交付金の活用等により、**各地域の優良事例の横展開を加速化**。
- **これまでの地方創生の取組も**、全国で取り組まれてきた中で**蓄積された成果や知見に基づき、改善を加えながら推進**していくことが重要。

<総合戦略のポイント>

- まち・ひと・しごと創生総合戦略を抜本的に改訂し、**2023年度から2027年度までの5か年の新たな総合戦略**を策定。デジタル田園都市国家構想基本方針で定めた取組の方向性に沿って、**各府省庁の施策の充実・具体化**を図るとともに、**KPIとロードマップ（工程表）**を位置付け。
- 地方は、地域それぞれが抱える社会課題等を踏まえ、**地域の個性や魅力を生かした地域ビジョンを再構築**し、**地方版総合戦略を改訂**。**地域ビジョン実現に向け**、国は政府一丸となって総合的・効果的に支援する観点から、**必要な施策間の連携をこれまで以上に強化**するとともに、同様の社会課題を抱える複数の地方公共団体が連携して、効果的かつ効率的に課題解決に取り組むことができるよう、**デジタルの力も活用した地域間連携の在り方や推進策を提示**。

施策の方向

デジタルの力を活用した地方の社会課題解決

デジタルの力を活用して地方の社会課題解決に向けた取組を加速化・深化

- 1 地方に仕事をつくる**
スタートアップ・エコシステムの確立、中小・中堅企業DX（キャッシュレス決済、シェアリングエコノミー等）、スマート農林水産業・食品産業、観光DX、地方大学を核としたイノベーション創出 等
- 2 人の流れをつくる**
「転職なき移住」の推進、オンライン関係人口の創出・拡大、二地域居住等の推進、地方大学・高校の魅力向上、女性や若者に選ばれる地域づくり 等
- 3 結婚・出産・子育ての希望をかなえる**
結婚・出産・子育ての支援、仕事と子育ての両立など子育てしやすい環境づくり、こども政策におけるDX等のデジタル技術を活用した地域の様々な取組の推進 等
- 4 魅力的な地域をつくる**
教育DX、医療・介護分野DX、地域交通・インフラ・物流DX、まちづくり、文化・スポーツ、国土強靱化の強化等、地域コミュニティ機能の維持・強化 等



地方のデジタル実装を下支え

デジタル実装の基礎条件整備

デジタル実装の前提となる取組を国が強力に推進

- 1 デジタル基盤の整備**
デジタルインフラの整備、マイナンバーカードの普及促進・利活用拡大、データ連携基盤の構築（デジタル社会実装基盤全国総合整備計画の策定等）、ICTの活用による持続可能性と利便性の高い公共交通ネットワークの整備、エネルギーインフラのデジタル化 等
- 2 デジタル人材の育成・確保**
デジタル人材育成プラットフォームの構築、職業訓練のデジタル分野の重点化、高等教育機関等におけるデジタル人材の育成、デジタル人材の地域への還流促進、女性デジタル人材の育成・確保 等
- 3 誰一人取り残されないための取組**
デジタル推進委員の展開、デジタル共生社会の実現、経済的事情等に基づくデジタルデバイドの是正、利用者視点でのサービスデザイン体制の確立 等



地域ビジョンの実現に向けた施策間連携・地域間連携の推進

<モデル地域ビジョンの例>

■ スマートシティ スーパーシティ スマートシティ AICT (福島県会津若松市)	■ 「デジ活」 中山間地域 担い手減少に対応した自動草刈機の導入	■ 産学官 協創都市 データを活用したスマート農業の取組 (高知県・高知大学)
■ SDGs 未来都市 地域交通システムやコミュニケーションロボットを活用 (宮城県石巻市)	■ 脱炭素 先行地域 バイオマス発電所稼働による新産業の創出 (岡山県真庭市)	

<重要施策分野の例>

■ 地域交通の リ・デザイン 自動運転バスの運行 (茨城県境町)	■ こども政策 保健師等とのオンライン相談 (山梨県富士吉田市)	■ 教育DX オンラインによる遠隔合同授業 (鹿児島県三島市)
■ 遠隔医療 医療機器装備の移動診療車 (長野県伊那市)	■ 地方創生 テレワーク 空き蔵を活用したサテライトオフィスの整備 (福島県喜多方市)	■ 観光DX 観光アプリを活用した混雑回避・人流分散 (京都府京都市)

地域ビジョン実現を後押し

<施策間連携の例>

関連施策の取りまとめ	重点支援	優良事例の横展開	伴走型支援
✓ 関係府省庁の施策を取りまとめ、地方にわかりやすい形で提示	✓ モデルとなる地域を選定し、選定地域の評価・支援	✓ 他地域のモデルとなる優良事例の周知・共有、横展開	✓ ワンストップ型相談体制の構築や地方支分部局の活用等による伴走型支援

<地域間連携の例>

デジタルを活用した取組の深化	重点支援	優良事例の横展開
✓ 自治体間連携の枠組みにおけるデジタル活用の取組を促進	✓ 国が事業の採択や地域の選定等を行う際に、地域間連携を行う取組を評価・支援	✓ 地域間連携の優良事例を収集し、メニューブック等を通じて広く周知・共有

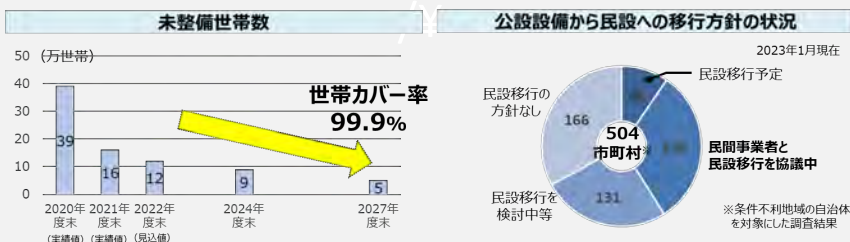
「デジタル田園都市国家インフラ整備計画」の主な改訂内容

総務省は、2022年3月、「デジタル田園都市国家インフラ整備計画」を策定し、デジタル基盤の整備等に関する取組を進めてきた。今般、その後の取組の進捗及び社会情勢の変化を踏まえ、計画を改訂（2023年4月25日）。

インフラ整備の推進

① 固定ブロードバンド（光ファイバ等）

- ・ **2023年度末までに、「GIGAスクール構想」に資する通信環境の整備を目指す**
- ・ 地方自治体の要望を踏まえ、**公設設備の民設移行**を早期かつ円滑に進める



② ワイヤレス・IoTインフラ（5G等）

- ・ 国民の利便性向上及び安全・安心の確保の観点から**道路力カバー率を非居住地域の整備目標として設定**
- ・ **自動運転やドローンを活用したプロジェクトとも連動**する形で地域のデジタル基盤の整備を推進

自動運転（遠隔監視）

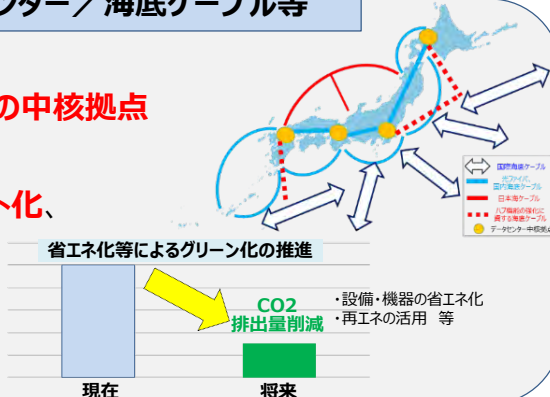


ドローン（点検・モニタリング）



③ データセンター／海底ケーブル等

- 東京・大阪を補完・代替する
第3・第4のデータセンターの中核拠点
の整備を促進
- 国際海底ケーブルの多ルート化、**
陸揚局を含めた**防護、敷設・**
保守体制を強化



④ NTN（非地上系ネットワーク）

- 2025年の大阪・関西万博等でのHAPS※の実証・デモンストレーション等の実施による海外展開の推進

※High Altitude Platform Station、高高度プラットフォーム

＜HAPSのサービス展開イメージ＞

2025年度以降、災害地域、島嶼部等をスポット的にカバー
(スモールスタート)

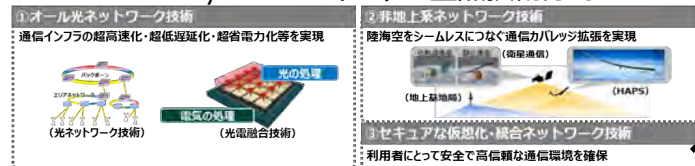
より高速・大容量のサービスを全国で展開

- ・ **我が国独自の通信衛星コンステレーションの構築の促進**

次世代インフラBeyond 5Gの開発等

- ・ **新基金事業等により、社会実装・海外展開を強く意識したプロジェクトを重点的に支援し、今後5年程度で関連技術を確立**
- ・ **国際標準化の推進や国際的なコンセンサス作り・ルール作り**など、グローバル市場で競争する我が国企業を後押しする環境整備に努める

<Beyond 5G (6G) と重点技術分野>



自治体情報システムの標準化・共通化

これまでの取組・現状

- 自治体ごとにおける情報システムのカスタマイズにより、
 - ・維持管理や制度改正時の改修等において、自治体は個別対応を余儀なくされ負担が大きい
 - ・情報システムの差異の調整が負担となり、クラウド利用が円滑に進まない
 - ・住民サービスを向上させる最適な取組を迅速に全国へ普及させることが難しい等の課題が発生。
- このような状況を踏まえ、地方公共団体に対し、標準化対象事務(※) について、標準化基準に適合した情報システム(標準準拠システム)の利用を義務付ける「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」が成立。

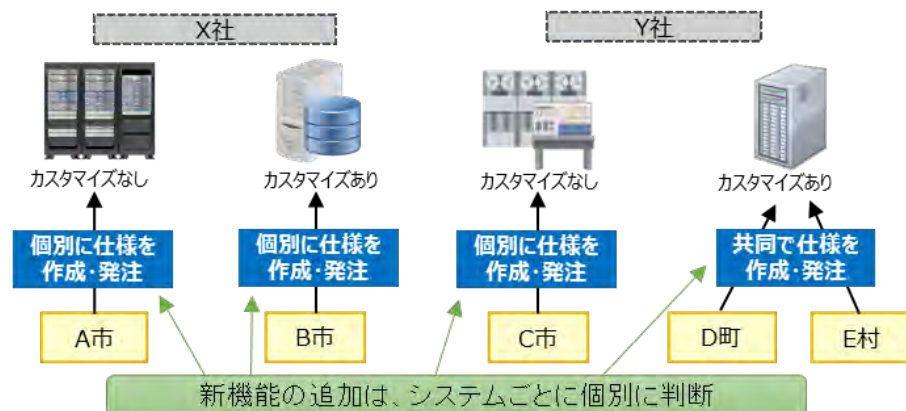
※ 20業務 (児童手当、子ども・子育て支援、住民基本台帳、戸籍の附票、印鑑登録、選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、戸籍、就学、健康管理、児童扶養手当、生活保護、障害者福祉、介護保険、国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金)

目標・成果イメージ

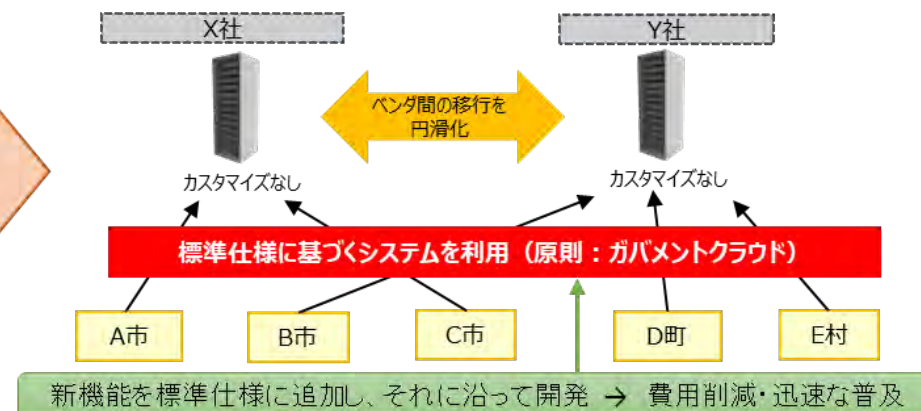
- 標準化・共通化の取組により、人的・財政的な負担の軽減を図り、自治体の職員が住民への直接的なサービス提供や地域の実情を踏まえた企画立案業務などに注力できるようにするとともに、オンライン申請等を全国に普及させるためのデジタル化の基盤を構築。
- 令和7年度(2025年度)までに、ガバメントクラウドを活用した標準準拠システムへの円滑な移行を目指す。

情報システムの標準化イメージ

【標準化前】



【標準化後】



マイナンバーカードの利活用シーンの拡大

健康保険証としての利用



- R6秋の健康保険証の廃止を目指す
- マイナンバーカードを健康保険証として利用できるオンライン資格確認の運用開始(R3.10～本格運用)
- カードリーダーにかざせばスムーズに医療保険の資格確認ができるほか、高額療養費の限度額認定証などの書類の持参が不要に
- 医療機関等で本人同意の下、特定健診情報や服薬履歴の閲覧等も可能に(R3.10～)

スマホ用電子証明書



- R5.5.11開始予定(アンドロイド端末から)
 - 搭載後は、スマホだけで、様々なカード関連サービスの利用や申込が可能に
 - 4桁の暗証番号に代えて、生体認証機能を活用することも可能
- ※マイナポータルを活用したサービスは5月11日から利用可能。コンビニ端末での利用、健康保険証への利用など、順次対応サービスを拡大

証明書交付サービス



- 郵便局やコンビニにおいて住民票の写しや戸籍証明書など各種証明書が取得可能
- (R5.4.15 対象人口: 11, 662万人)

民間サービスにおけるオンラインでの本人確認



- 各種オンライン決済サービスにおける口座登録、証券口座開設、住宅ローン契約等の際、マイナンバーカードを利用することで、確実・簡便な本人確認が可能に
 - カードを利用した民間サービスの提供事業者は3年間で10倍以上になるなど、着実に普及
- (R5.4.19現在、民間事業者443社がサービスを提供)

マイナポータル



- 子育て関連手続の申請等をワンストップでできるサービスを提供
- 行政機関などが保有する自分の情報(世帯情報・税・社会保障等)の確認が可能

職員証・社員証としての利用



- 国家公務員(H28.4)、徳島県庁(H29.6)で導入
- 民間企業の社員証としての利用(TKC、NEC、NTTcom、内田洋行、NTTデータ、日本郵政グループが活用)

マイナンバーカードを活用した各種カード等のデジタル化等

- マイナンバーカードの電子証明書等を資格等の情報に紐づけることにより、マイナンバーカードを各種カード等として利用
- ⇒ デジタル社会の実現に向けた重点計画(R4.6.7閣議決定)に基づく「マイナンバーカードを活用した各種カード等のデジタル化等に向けた「工程表」」に沿って推進
- 運転免許証(～R7.3までに実現)、国外継続利用(～R6.5までに実現)、その他の国家資格証、電子処方箋、介護保険被保険者証、障害者手帳、母子健康手帳、ハローワークカード、在留カード等
- マイナンバーカードを利用して新型コロナワクチンの接種証明書(電子版)が取得可能に

利活用シーンが拡大し、マイナンバーカード1枚で様々なことが可能な社会に

第2章 新しい資本主義の加速

2. 投資の拡大と経済社会改革の実行

（グリーントラストフォーメーション（GX））

地域・くらしの脱炭素化に向けて、中小企業等の脱炭素経営や人材育成への支援を図りつつ、2025年度までに少なくとも100か所の脱炭素先行地域を選定するなどGXの社会実装を後押しする。また、新たな国民運動の全国展開等により、国民・消費者の行動変容・ライフスタイル変革を促し、脱炭素製品等の需要を喚起する。環境制約・資源制約の克服や経済安全保障の強化、経済成長、産業競争力の強化に向け、産官学連携のパートナーシップを活用しつつ、サーキュラーエコノミー（循環経済）の実現に取り組む。また、動静脈連携による資源循環を加速し、中長期的にレジリエントな資源循環市場の創出を支援する制度を導入する。

地域の脱炭素化の推進

- GX実現に向けた基本方針(令和5年2月10日閣議決定)において、地域脱炭素の基盤となる重点対策(再生可能エネルギーや電動車の導入等)を率先して実施することとされるなど、地方団体の役割が拡大したことを踏まえ、公共施設等の脱炭素化の取組を計画的に実施できるよう、新たに「脱炭素化推進事業費」を計上し、脱炭素化推進事業債を創設
- 公営企業についても地方財政措置を拡充
- 地方団体において、新たに共同債形式でグリーンボンドを発行

1. 脱炭素化推進事業債の創設

【対象事業】

地方公共団体実行計画に基づいて行う
公共施設等の脱炭素化のための地方単独事業
(再生可能エネルギー、公共施設等のZEB化、
省エネルギー、電動車)

【事業期間】

令和7年度まで
(地球温暖化対策計画の地域脱炭素の集中期間と同様)

【事業費】

1,000億円

【地方財政措置】 脱炭素化推進事業債

対象事業	充当率	交付税措置率
再生可能エネルギー (太陽光・バイオマス発電、熱利用等) 公共施設等のZEB化	90%	50%
省エネルギー (省エネ改修、LED照明の導入)		財政力に応じて 30～50%
公用車における電動車の導入 (EV、FCV、PHEV)		30%

※ 再エネ・ZEB化は、新築・改築も対象

2. 公営企業の脱炭素化

公営企業については、脱炭素化推進事業債と同様の措置に加え、公営企業に特有の事業(小水力発電(水道事業等)やバイオガス発電、リン回収(下水道事業)、電動バス(EV、FCV、PHEV)の導入(バス事業)等)についても措置

※ 専門アドバイザーの派遣(総務省と地方公共団体金融機構の共同事業)により、公営企業の脱炭素化の取組を支援

3. 地方団体におけるグリーンボンドの共同発行

地方債市場におけるグリーンボンド等(ESG債)への需要の高まりを受け、初めて共同債形式でグリーンボンドを発行(令和5年度後半発行予定、参加希望団体:42団体)

対象事業と交付税措置率

<公適債(脱炭素化事業)>

<脱炭素化推進事業債>

類型	対象事業
再エネ (注1)	太陽光発電(公共施設等の改修)

省エネ	公共施設等のZEB化 ^(注2) (改修)
	公共施設等の省エネ改修
	LEDの導入(公共施設等の改修)

電動車	
-----	--

対象事業 (赤字は拡充部分)	交付税措置率
太陽光発電(公共施設等の 新築・改築・改修)	50%
太陽光発電以外の再生可能エネルギー全般 (バイオマス、風力等)	
公共施設等のZEB化 ^(注2) (新築・改築・改修)	
公共施設等の省エネ改修 ^(注3)	財政力に応じて 30~50%
LEDの導入(公共施設等の改修)	
公用車における電動車の導入(EV、FCV、PHEV)	30%

注1: 公共施設等適正管理推進事業債(脱炭素化事業)においては売電を主たる目的とするものは対象外としており、脱炭素化推進事業債においても同様とする。
 注2: ZEB Oriented以上。ZEB化の具体的な対象設備は、(ア)空調設備等(イ)照明設備(ウ)給湯設備(エ)昇降機(オ)太陽光発電設及びコージェネレーション設備(売電を主たる目的とする場合を除く。)(カ)BEMS(ビルエネルギーマネジメントシステム)。
 注3: 省エネ改修の具体的な対象設備は、(ア)空調設備等(イ)照明設備(ウ)給湯設備(エ)昇降機(オ)コージェネレーション設備(売電を主たる目的とする場合を除く。)(カ)BEMS(ビルエネルギーマネジメントシステム)

第3章 我が国を取り巻く環境変化への対応

3. 国民生活の安全・安心

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類に変更されたことに伴い、医療体制、公費支援など様々な政策・措置の段階的な移行を進めるとともに、基本的な感染対策を推進しつつ、重層的な流行状況の把握体制を確保するなど、必要な対策等を講じていく。また、罹患後症状（いわゆる後遺症）やワクチンの副反応についての実態把握に資する調査・研究等を進める。

次なる感染症危機への対応に万全を期すため、内閣感染症危機管理統括庁を今秋に設置し、感染症危機管理の司令塔機能を強化するとともに、これまでの新型コロナウイルス感染症への対応の検証を踏まえて政府行動計画を見直す。国立健康危機管理研究機構を2025年度以降に創設し、質の高い科学的知見を迅速に提供する。また、医療措置協定締結の推進、保健所や地方衛生研究所等の体制強化、臨床研究の基盤整備、人材育成や災害派遣医療チーム（DMAT）の対応力強化等に取り組む。

保健所等の恒常的な人員体制強化

- 次の感染症危機に備えた感染症法等の改正等を踏まえ、保健所の恒常的な人員体制強化を図るため、感染症対応業務に従事する保健師を約450名増員するために必要な地方財政措置を講ずる

保健所において感染症対応業務に従事する保健師数

(コロナ禍前)
約 1, 800 名 (全国数)



(R4年度)
約 2, 700 名



(R5年度)
約 3, 150 名

R3・R4の2年間で
約900名増員

普通交付税措置：標準団体（人口170万人、保健所数9カ所）の措置人数を36名（R4）から42名（R5）に増員

また、保健所及び地方衛生研究所の職員についても、それぞれ約150名（標準団体当たり各2名）増員するために必要な地方財政措置を講ずる

第2章 新しい資本主義の加速

5. 地域・中小企業の活性化

（「シームレスな拠点連結型国土」の構築と交通の「リ・デザイン」）

広域的な人口・諸機能の分散と連結強化等を進め、コンパクト・プラス・ネットワークを深化・発展させ、「シームレスな拠点連結型国土」の構築を目指す。

地域生活圏の形成等に向け、中心市街地を含む地方都市等の再生や競争力強化、公園の利活用等による人中心のコンパクトな多世代交流まちづくりとその高度化、公共交通施設等のバリアフリー、通学路等の交通安全対策、道の駅の拠点機能強化、自転車等の利用環境の向上等を進めるとともに、戦略的なインフラメンテナンスの取組を加速化する。地域公共交通については、改正法の円滑な施行等あらゆる政策ツールを総動員するとともに、国の執行体制の強化を図る。MaaS等の交通DX・GX、地域経営における連携強化、ローカル鉄道の再構築、地域の路線バスの活性化など「リ・デザイン」の取組を加速化するとともに、デジタル田園都市国家構想の実現に資する幹線鉄道ネットワークの地域の実情に応じた高機能化・サービスの向上、ラストワンマイルの移動手段であるタクシーや自家用有償旅客運送に関する制度・運用の改善等を通じて、豊かな暮らしのための交通を実現する。

中枢中核都市等を核とした広域圏の自立的発展と「全国的な回廊ネットワーク」の形成を通じた交流・連携の強化、国際競争力の強化のため、高規格道路、整備新幹線、リニア中央新幹線、港湾等の物流・人流ネットワークの早期整備・活用、航空ネットワークの維持・活性化、モーダルコネクトの強化、造船・海運業等の競争力強化等に取り組む。加えて、基本計画路線及び幹線鉄道ネットワーク等の高機能化等の地域の実情に応じた今後の方向性について調査検討を行う。また、リニア中央新幹線等により三大都市圏を結ぶ「日本中央回廊」を形成し、地方活性化や国際競争力強化を推進する。リニア中央新幹線について、水資源、環境保全等の課題解決に向けた取組を取りまとめ、品川・名古屋間の早期整備を促進するとともに、開業に伴う東海道新幹線の輸送余力を活用した東海エリアの利便性向上・地域にもたらす効果等について調査分析を行う。全線開業の前倒しを図るため、建設主体が本年から名古屋・大阪間の環境影響評価に着手できるよう、沿線自治体と連携して、必要な指導・支援を行う。

地域公共交通（赤字ローカル線）への財政措置

- 鉄道事業者と地域の合意に基づくローカル鉄道の再構築（上下分離等による鉄道輸送の高度化又はバスへの転換）を図るための経費について、国交省が新たに創設する「地域公共交通再構築事業（社会資本整備総合交付金の基幹事業）」等の地方負担に対して地方財政措置を講ずる。

1. 地域公共交通再構築事業（社会資本整備総合交付金の基幹事業）

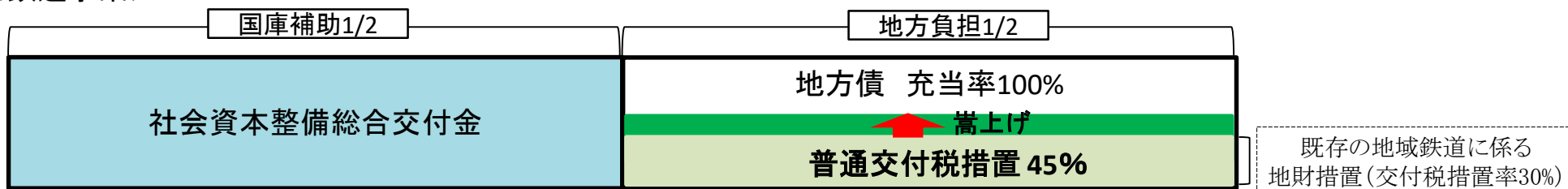
	鉄道事業	バス事業
補助対象施設	鉄道施設（駅、路盤、架線、信号・保安施設等）	バス施設（停留所、車庫、営業所等）
補助率	1／2	1／2

鉄道車両・バス車両については「効果促進事業」の対象。合わせて、個別の補助金による支援も実施。

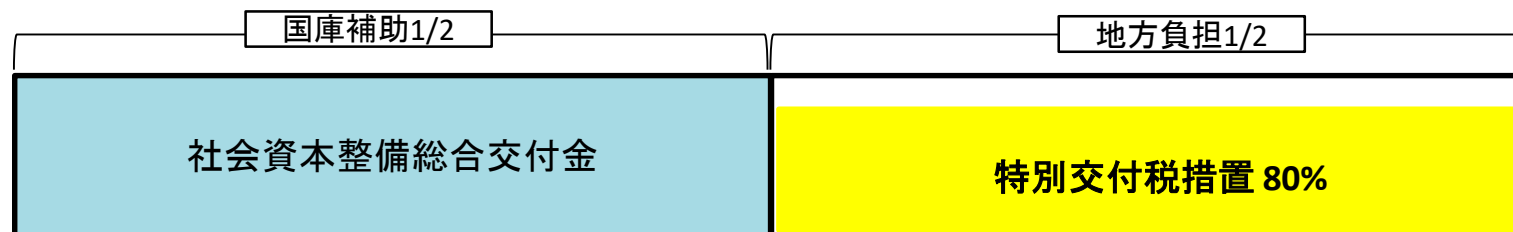
本州三社及び大手民鉄事業者に係る線区の場合は、事業費の1/3を当該鉄道事業者が負担し、残りの事業費を国及び地方で折半

2. 地方財政措置

<鉄道事業>



<バス事業>



第3章 我が国を取り巻く環境変化への対応

2. 防災・減災、国土強靱化、東日本大震災等からの復興

（防災・減災、国土強靱化）

激甚化・頻発化する自然災害、インフラ老朽化等の国家の危機から国民の生命・財産・暮らしを守り、国家・社会の重要な機能を維持するため、「国土強靱化基本計画」に基づき、現下の資材価格の高騰等も踏まえ、必要・十分な予算を確保し、自助・共助・公助を適切に組み合わせ、女性・こども等の視点も踏まえ、ハード・ソフト一体となった取組を強力に推進する。5か年加速化対策等の取組を推進し、災害に屈しない国土づくりを進める。

これまでの着実な取組によって大規模な被害が抑制されているところ、中長期的かつ明確な見通しの下、継続的・安定的に国土強靱化の取組を進めていくことが重要であり、5か年加速化対策後の国土強靱化の着実な推進に向け、改正法（※）に基づき、必要な検討を行う。

今夏を目途に策定する新たな「国土強靱化基本計画」について、デジタル田園都市国家構想や新たな「国土形成計画」と一体として取組を一層強化する。

※ 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法の一部を改正する法律（令和5年6月14日成立）

＜改正法の概要＞

（1）政府において、以下の内容とする「国土強靱化実施中期計画」の策定

① 計画期間

② 計画期間内に実施すべき施策の内容・目標

③ 施策の進捗状況等を踏まえ、②のうちその推進が特に必要となる施策の内容・事業規模

（2）「国土強靱化推進会議」の設置

防災・減災関連の地方債

○ 災害が激甚化・頻発化する中、地方団体が防災・減災、国土強靱化対策に取り組めるよう、地方財政措置。

補助／ 単独	地方債の名称	対象事業	地方財政措置	事業期間	令和5年度 事業費
国庫補助 事業	防災・減災・国土強靱化 緊急対策事業債	「防災・減災、国土強靱化のための 5か年加速化対策」に基づく防災の ための重要インフラ等の機能維持等 を目的とした国直轄・補助事業	充当率: 100% 元利償還金に対する 交付税措置率: 50%	令和3年度 ～ 令和7年度	8,179億円※
地方単独 事業	緊急防災・減災事業債	地方単独事業として実施する緊急性 が高く、即効性のある防災・減災対 策のための施設整備等	充当率: 100% 元利償還金に対する 交付税措置率: 70%	令和3年度 ～ 令和7年度	5,000億円
	緊急自然災害 防止対策事業債	地方単独事業として緊急的に自然 災害の防止のために実施する防災 インフラの整備 (道路防災、治山、砂防、河川等)	充当率: 100% 元利償還金に対する 交付税措置率: 70%	令和3年度 ～ 令和7年度	4,000億円
	緊急浚渫推進事業債	緊急的に実施する必要がある河川 等の浚渫 (堆積土砂の撤去等)	充当率: 100% 元利償還金に対する 交付税措置率: 70%	令和2年度 ～ 令和6年度	1,100億円

※「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」のうち、令和5年度分は令和4年度補正予算で措置

防災・減災のための取組の推進

- 避難所における生活環境改善のための取組や消防本部における災害対応能力の向上のための取組を一層推進するため、「緊急防災・減災事業費」の対象事業を拡充

1. 社会福祉法人・学校法人が行う指定避難所の生活環境改善のための取組への支援

<取組例>

- ・ 指定福祉避難所となっている社会福祉施設(養護老人ホーム等)における避難者の生活環境改善(要配慮者用の居室、避難者用トイレ、空調等)のための取組への補助
- ・ 指定避難所となっている私立学校施設(体育館)における避難者の生活環境改善のための取組への補助

2. 消防本部への水中ドローンの配備



(参考)緊急防災・減災事業費の概要

<事業期間> 令和3年度～令和7年度 <事業費> 5,000億円(令和5年度)

<現行の対象事業> 公共施設の防災機能強化、指定避難所の生活環境改善、災害対応のための情報網の整備等

<地方財政措置> 緊急防災・減災事業債(充当率100%、交付税措置率70%)

元利償還金の70%を地方交付税措置

一般財源

緊急防災・減災事業債(地方債充当率100%)

緊急自然災害防止対策事業

- 国の防災・減災、国土強靱化対策と連携して、地方団体が単独で実施する防災インフラの整備事業(事業期間は令和7年度まで)

対象事業 ※事業費 4,000億円(令和5年度)

- 災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するために、地方団体が策定する「緊急自然災害防止対策事業計画」に基づき実施する地方単独事業(流域治水プロジェクト等に位置付けられた事業については、国庫補助要件を満たす事業も対象)

【対象施設】 治山、砂防、地すべり、河川、林地崩壊、急傾斜地崩壊、農業水利防災(安全対策(用水路・ため池の防護柵等))、海岸保全、湛水防除、特殊土壌、地盤沈下対策、道路防災(法面・盛土対策、冠水対策等)、港湾・漁港防災、農道・林道防災、都市公園防災、下水道

【事業イメージ】



充当率・元利償還金に対する交付税措置

緊急自然災害防止対策事業債 (充当率100%)

元利償還金の70%を地方交付税措置

一般財源

緊急浚渫推進事業

○ 河川氾濫などの浸水被害の防止等のため、地方団体が単独で実施する浚渫事業（事業期間は令和6年度まで）

対象事業 ※事業費 1,100億円（令和5年度）

○ 地方団体が、各分野での個別計画（河川維持管理計画等）に緊急的に実施する必要がある箇所として位置付けた河川、ダム、砂防、治山、防災重点農業用ため池等に係る浚渫（地方単独事業）

※1 河川は、一級河川、二級河川、準用河川、普通河川が対象

※2 浚渫には、土砂等の除去・処分、樹木伐採等を含む

※3 河川、ダム、砂防、治山、防災重点農業用ため池等に係る浚渫について、国土交通省等より対策の優先順位に係る基準を地方団体に対して示した上で、各地方団体において各分野の個別計画に緊急的に実施する箇所を位置付け

※4 防災重点農業用ため池等とは、農業用ため池及び土地改良施設のうち貯水能力を有する施設（クリーク及び農業用ダム等）を指す

【事業イメージ（河川の浚渫）】

（浚渫前）



（浚渫後）



充当率・元利償還金に対する交付税措置

緊急浚渫推進事業債（充当率100%）

元利償還金の70%を地方交付税措置

一般財源

公共施設等適正管理推進事業

公共施設等の適正管理

- 過去に建設された公共施設等が今後、大量に更新時期を迎える一方、地方団体の財政は依然として厳しい状況にある
- そのため、地方団体において、長期的な視点をもって施設の更新・統廃合・長寿命化などに取り組めるよう、「公共施設等適正管理推進事業債」により取組を推進

公共施設等適正管理推進事業債

【対象事業】

- ① 集約化・複合化事業
 - ・ 延床面積や維持管理経費等の減少を伴う集約化・複合化事業
- ② 長寿命化事業
 - ・ 公共用の建築物
施設の使用年数を法定耐用年数を超えて延長させる事業
 - ・ 社会基盤施設
所管省庁が示す管理方針に基づき実施される事業（一定規模以下等の事業）
(道路、河川管理施設(水門、堤防、ダム(本体、放流設備、観測設備、通報設備等))、砂防関係施設、海岸保全施設、港湾施設、都市公園施設、空港施設、治山施設・林道、漁港施設、農業水利施設・農道・地すべり防止施設)

- ③ 転用事業
- ④ 立地適正化事業
- ⑤ ユニバーサルデザイン化事業
- ⑥ 除却事業

【充当率】 90%

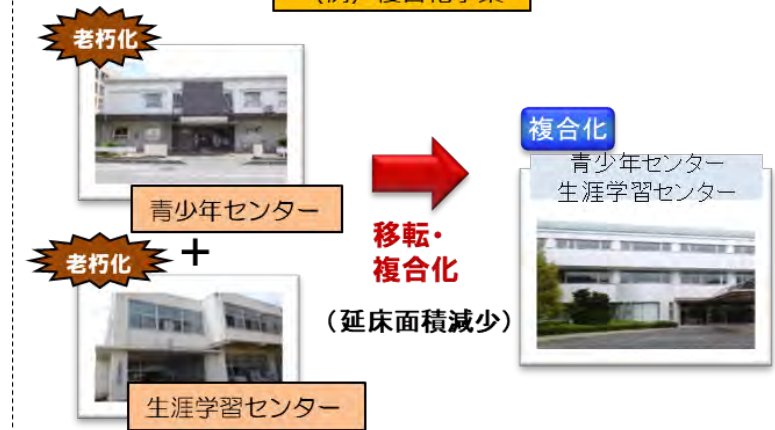
【元利償還金に対する交付税措置率】

- ① : 50%
- ②～⑤: 財政力に応じて30～50%
- ⑥: 交付税措置なし

【事業期間】 令和8年度まで

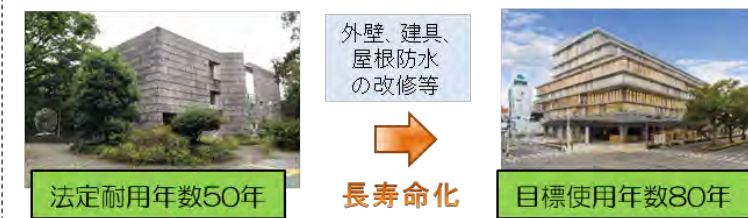
【令和5年度事業費】 4,800億円

(例) 複合化事業



(例) 長寿命化事業

【図書館の長寿命化】



公立病院経営強化の推進について

○ 公立病院は、これまで再編・ネットワーク化、経営形態の見直しに取り組んできたが、依然として経営状況は厳しく、以下の課題に対応しながら地域医療提供体制を確保するためには、経営を強化していくことが重要。

- ・人口減少、少子高齢化に伴う医療需要の変化
- ・医師・看護師等の不足
- ・医師の時間外労働規制(R6.4～)への対応
- ・新興感染症への備え 等

総務省

<令和4年3月>

「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」の策定・地方団体への通知・公表

地方団体

<令和4年度又は5年度中>

「公立病院経営強化プラン」の策定

公立病院経営強化プランの内容

(1) 役割・機能の最適化と連携の強化

- ・地域医療構想等を踏まえた当該病院の果たすべき役割・機能
- ・地域包括ケアシステムの構築に向けて果たすべき役割・機能
- ・機能分化・連携強化

各公立病院の役割・機能を明確化・最適化し、連携を強化。
特に、地域において中核的医療を行う基幹病院に急性期機能を集約して医師・看護師等を確保し、基幹病院以外の病院等は回復期機能・初期救急等を担うなど、双方の間の役割分担を明確化するとともに、連携を強化することが重要。

(2) 医師・看護師等の確保と働き方改革

- ・医師・看護師等の確保（特に、不採算地区病院等への医師派遣を強化）
- ・医師の働き方改革への対応

(3) 経営形態の見直し

(4) 新興感染症の感染拡大時等に備えた平時からの取組

(5) 施設・設備の最適化

- ・施設・設備の適正管理と整備費の抑制
- ・デジタル化への対応

(6) 経営の効率化等

- ・経営指標に係る数値目標

機能分化・連携強化のイメージ(例)

医師・看護師等を確保

回復期機能・初期救急等を担う

急性期機能を集約

連携を強化

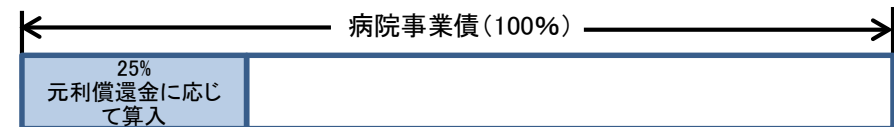
医師派遣・遠隔診療等

基幹病院

基幹病院以外の
不採算地区
病院等

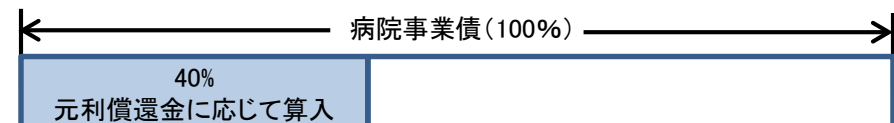
【病院事業債】

《通常の整備》



※元利償還金の1/2について一般会計から繰出

《機能分化・連携強化に伴う整備（特別分）》



※元利償還金の2/3について一般会計から繰出

水道・下水道事業それぞれにおける広域化・共同化の推進について

<広域化・共同化の推進の背景>

- 人口減少等に伴う料金収入の減少、施設等の老朽化に伴う更新需要の増大、職員（特に技術職員）の減少等、上下水道事業を取り巻く経営環境が厳しさを増す中で、上下水道事業の持続的な経営の確保が求められている。
- そのため、各都道府県に対し、水道・下水道それぞれの広域化に関する計画を策定することを要請し、策定期限の令和4年度中にほぼ全ての都道府県で策定済み。

計画に基づく広域化の取組を市町村の経営戦略に反映し、着実に進めるとともに、
更なる広域化の取組を検討いただきたい。

<地方財政措置>

○水道（H27～、R1拡充、R5拡充）

- ・ 広域化に伴い必要となる施設整備やシステム共同化等に要する経費について、1/2を一般会計出資債の対象とし、その元利償還金の60%を普通交付税措置（令和元年度から単独事業を対象に追加するとともに、交付税措置率を50%→60%に拡充）
- ・ 都道府県が実施する広域化の推進のための調査検討に要する経費について、普通交付税措置（R5～R7。下水道も同様。）

○下水道（R元～、R4拡充、R5拡充）

- ・ 複数市町村の事業に加え、市町村内で実施する複数事業の施設統合や、同一下水道事業内の処理区統合に必要な管渠等の広域化・共同化に要する施設整備費について、処理区域内人口密度等に応じ、繰出基準を1割引上げ、元利償還金の28～56%を普通交付税措置（通常は16～44%（事業費補正分））
- ・ 流域下水道への統合のための接続管渠等の整備について、更に繰出基準を1割引上げ、元利償還金の35～63%を普通交付税措置
- ・ 複数の地方公共団体で事務を共同で処理する際に必要なシステム整備費を下水道事業債（広域化・共同化分）の対象に追加（R5～）

上水道事業の広域化・共同化の事例（広島県）

● 取組の概要

県全域を範囲とし、経営組織を一元化する「統合による連携」を目指す。

◆ 具体的な取組（経営統合）

- ①市町と県で構成する企業団のもとで、水道事業と水道用水供給事業を一体的に運営し、全体最適による事業の効率化を図る。
- ②統合以外の連携を選択する市町は、企業団や関係市町間で、事務の広域的処理などに取り組み、業務の効率化を図る。

◆ シミュレーションの結果

○県全域で統合した場合の効果額は、約1,708億円／40年と見込まれる（建設改良費及び維持管理費の減、国交付金収入による負担減）。

○単独経営でも広域連携でも料金上昇は避けられない見込みだが、
単独経営と比べ料金の上昇幅を26%抑制することが可能。

（1㎡あたり）	H29年度		R43年度	上昇幅
単独経営	176円	→	271円	+95円
広域連携	176円	→	246円	+70円

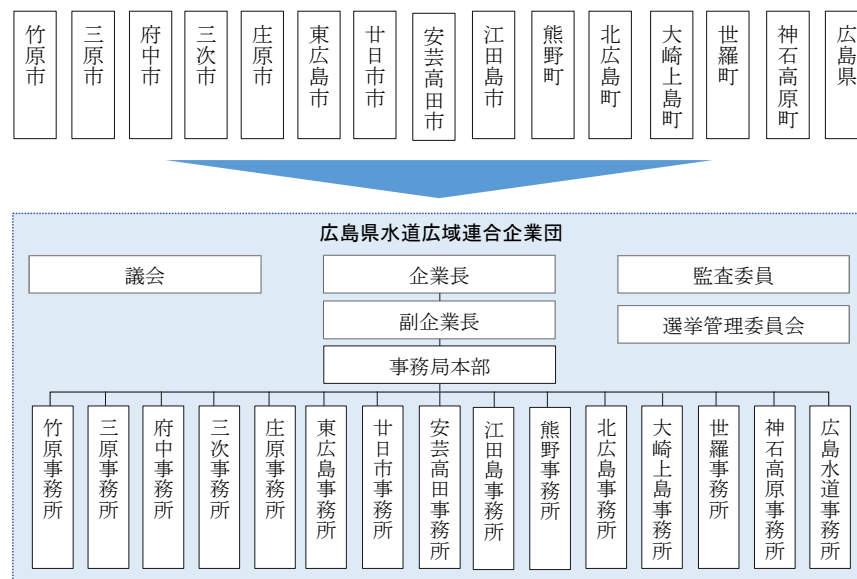
▲26%

● プラン策定後の取組

- 令和2年度
水道広域連携推進方針（広域化プラン）策定
- 令和4年度 水道企業団設立（14市町・県）
- 令和5年度 事業開始

統合に参画していない7市町に対し、統合効果を示すことにより、全体最適を目指す

● 統合のイメージ



下水道事業の広域化・共同化の事例（長野県）

● 取組の概要

各県にある下水道公社は、県の処理施設に係る業務の受託を主な目的とするものが大半だが、長野県では、市町村が実施する維持管理業務を下水道公社が受託し一括管理。

（長野県）

◆課題

- ・ 下水道事業に携わる中小市町村の専門技術者の不足、施設の維持管理経費の増大など

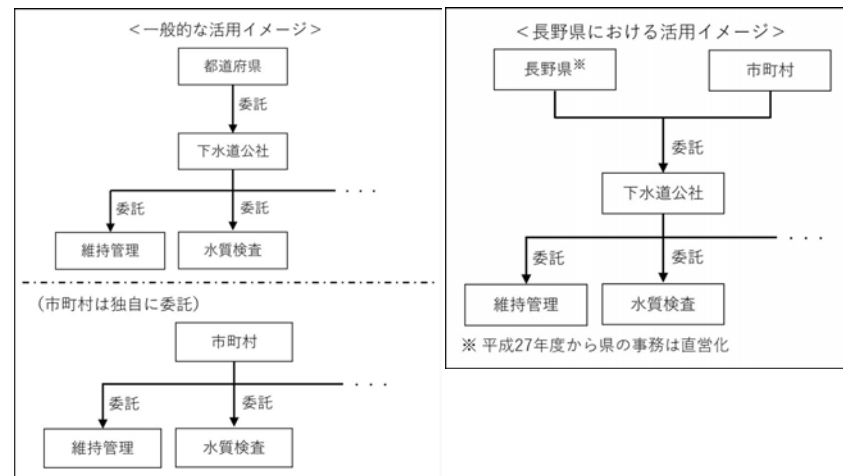
◆取組内容

- ・ 県のみならず市町村等への技術支援及び広域的な維持管理の実施を目的として、平成3年2月に下水道公社を設立（図1参照）
- ・ 公社において、県内市町村等の下水道終末処理場（55市町村・組合の102場）のうち、31市町村・組合の43場（他に農集排16場）の維持管理業務（処理施設の運転管理や修繕、薬品の購入等）などを受託
- ・ その中でも、異なる事業（公共下水道と農集排）の一元管理や複数市町村の処理場を広域管理する事例もあり（図2参照）

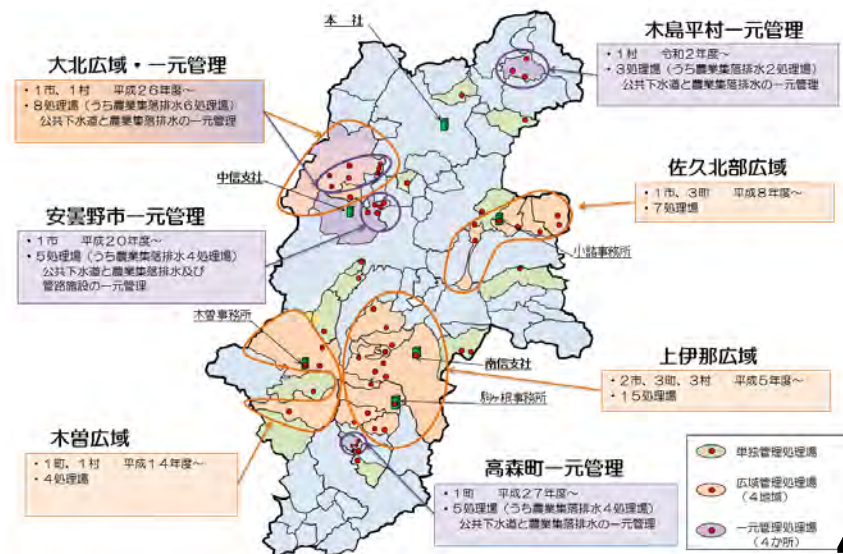
◆効果

- ・ 市町村の事務負担軽減
- ・ 職員数の削減やスケールメリット等によるコスト削減
（維持管理経費は、公社委託した方が委託しない場合に比べ11%削減（出典：日本下水道協会発行「H22下水道統計」））
- ・ 管理の質が向上（公社のノウハウを活かした効率的・効果的な維持管理、複数年契約による計画的な業務実施など）

（図1）下水道公社の活用イメージ図



（図2）長野県下水道公社における一元管理・広域管理の状況



令和5年度地方債資金のポイント（公的資金の確保）

地方債計画額

※ 東日本大震災分を含む。

令和4年度		令和5年度	
計画額	うち公的資金	計画額	うち公的資金
101,814億円	43,728億円(42.9%)	94,994億円	40,657億円(42.8%)

個別事業における主な変更点

- 市町村の資金要望及び国として特に推進する政策課題に対応するため、以下の事業における公的資金を重点的に確保

区分	令和4年度			令和5年度		
	計画額	財政融資資金	地方公共団体 金融機構資金	計画額	財政融資資金	地方公共団体 金融機構資金
① 学校教育施設等整備事業	1,454億円	800億円	146億円	1,682億円	925億円 (55.0%)	166億円 (9.9%)
② 一般廃棄物処理事業	807億円	559億円	110億円	981億円	680億円 (69.3%)	131億円 (13.4%)
③ 脱炭素化推進事業	—	—	—	900億円	—	360億円 (40.0%)
④ 辺地対策事業	530億円	514億円	16億円	540億円	514億円 (95.2%)	26億円 (4.8%)
⑤ 過疎対策事業	5,200億円	4,465億円	730億円	5,400億円	4,465億円 (82.7%)	930億円 (17.2%)

（注）資金欄の（％）は計画額に占める割合

(参考) 国が全国的な制度として進める主なこども・子育て政策に係る負担割合

「こども・子育て政策の強化について(試案)」(令和5年3月31日)に示された主な事業

令和5年5月22日
第4回こども未来戦略会議
資料2 総務大臣提出資料

【経済的支援強化(現金給付)】

児童手当

国2/3

地方1/3

※0～3歳未満の被用者については、事業主拠出金の充当割合を控除した後の負担割合

出産・子育て応援交付金
(経済的支援)

国2/3

地方1/3

【サービスの拡充(現物給付)】

保育所・幼稚園等
(施設型給付費)

<公立>

地方10/10

<私立>

国1/2

地方1/2

※0～2歳児相当分については、事業主拠出金の充当割合を控除した後の負担割合
※1号給付に係る国・地方の負担については、経過措置あり

放課後児童クラブ

国1/3

地方2/3

こども・子育て政策の強化に係る地方財源について

令和5年5月22日
第4回こども未来戦略会議
資料2 総務大臣提出資料

- 子育てなどの社会保障については、国は、世代間・地域間で水準に偏りが生じないように公平性を重視すべき事業に係る制度設計を行う役割を、地方は、その執行及び地域の実情を踏まえて提供する事業を実施する役割を担っており、公費についてはその役割に応じた国と地方の負担により国民にサービスを提供。
- 我が国の長年の課題である少子化が深刻さを増す中で、今後、対人社会サービス（現物給付）や経済的支援（現金給付）の拡充の必要性は高まっており、特に児童手当のような現金給付については、国の役割はより一層重要。
- また、こども・子育て政策の強化を国を挙げて進めるためには、国が全国的な制度として進める事業と地方独自の事業の双方に相まって取り組むことが効果的。
従って、国が全国的な制度として進める事業と、地方への人の流れの拡大にも資する地方独自の事業についても国として後押しすることが必要。
- こども・子育て政策の強化に当たっては、徹底した歳出の見直し等を前提として、安定的な財源を確保する必要があるが、上記の観点を踏まえ、国と地方が車の両輪となって取り組んでいく必要があるとの認識の下、地方財源の確保についても十分な配意が必要。

(参考)

【国が全国的な制度として進める主なこども・子育て政策に係る負担割合】

○経済的支援強化(現金給付)

児童手当、出産・子育て応援交付金(経済的支援):国2/3,地方1/3

○サービスの拡充(現物給付)

保育所・幼稚園等(施設型給付費):地方10/10(公立)、国1/2,地方1/2(私立)

【地域の実情に応じて自らの創意工夫により独自のきめ細やかな子育て支援策の例】

宮城県「みやぎ・どこでも授乳室プロジェクト」、福岡県古賀市「スタンドアローン(一人で立つ)支援事業」

鹿児島県伊仙町「地域で見守り、育てていく」子育て支援」

Ⅲ－1. 「加速化プラン」において実施する具体的な施策

1. ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化や若い世代の所得向上に向けた取組

(1) 児童手当の拡充 ～全てのこどもの育ちを支える制度へ～

- 児童手当については、次代を担う全てのこどもの育ちを支える基礎的な経済支援としての位置付けを明確化する。このため、所得制限を撤廃し、全員を本則給付とするとともに、支給期間について高校生年代まで延長する。

児童手当の多子加算については、こども3人以上の世帯数の割合が特に減少していることや、こども3人以上の世帯はより経済的支援の必要性が高いと考えられること等を踏まえ、第3子以降3万円とする。

これらについて、実施主体である地方自治体の事務負担も踏まえつつ、2024年度中に実施できるよう検討する。

(2) 出産等の経済的負担の軽減

～妊娠期からの切れ目ない支援、出産費用の見える化と保険適用～

- これまで実施してきた幼児教育・保育の無償化に加え、支援が手薄になっている妊娠・出産期から2歳までの支援を強化する。令和4年度第二次補正予算で創設された「出産・子育て応援交付金」(10万円)について、制度化に向けて検討することを含め、妊娠期からの伴走型相談支援とともに着実に実施する。
- 本年4月からの出産育児一時金の大幅な引上げ(42万円→50万円)及び低所得の妊婦に対する初回の産科受診料の費用助成を着実に実施するとともに、出産費用の見える化について来年度からの実施に向けた具体化を進める。その上でこれらの効果等の検証を行い、2026年度を目途に、出産費用(正常分娩)の保険適用の導入を含め、出産に関する支援等の更なる強化について検討を進める。あわせて、無痛分娩について、麻酔を実施する医師の確保を進めるなど、妊婦が安全・安心に出産できる環境整備に向けた支援の在り方を検討する。

(3) 医療費等の負担軽減 ～地方自治体の取組への支援～

- おおむね全ての地方自治体において実施されているこども医療費助成について、国民健康保険の国庫負担の減額調整措置を廃止する。あわせて、適正な抗菌薬使用などを含め、こどもにとってより良い医療の在り方について、今後、医学界など専門家の意見も踏まえつつ、国と地方の協議の場などにおいて検討し、その結果に基づき必要な措置を講ずる。

(4) 高等教育費の負担軽減

～奨学金制度の充実と「授業料後払い制度(いわゆる日本版HECS)」の創設～

- 教育費の負担が理想のこども数を持たない大きな理由の一つとなっているとの声があることから、特にその負担軽減が喫緊の課題とされる高等教育については、教育の機会均等を図る観点からも、着実に取組を進めていく必要がある。
- まず、貸与型奨学金について、奨学金の返済が負担となって、結婚・出産・子育てをためらわないよう、減額返還制度を利用可能な年収上限について、325万円から400万円に引き上げるとともに、子育て時期の経済的負担に配慮する観点から、こども2人世帯については500万円以下まで、こども3人以上世帯について600万円以下まで更に引き上げる。また、所得連動方式を利用している者について、返還額の算定のための所得計算においてこども1人につき33万円の所得控除を上乗せする。
- 授業料等減免及び給付型奨学金について、低所得世帯の高校生の大学進学率の向上を図るとともに、2024年度から多子世帯や理工農系の学生等の中間層(世帯年収約600万円)に拡大することに加え、執行状況や財源等を踏まえつつ、多子世帯の学生等に対する授業料等減免について更なる支援拡充(対象年収の拡大、年収区分ごとの支援割合の引上げ等)を検討し、必要な措置を講ずる。
- 授業料後払い制度について、まずは、2024年度から修士段階の学生を対象として導入した上で、本格導入に向けた更なる検討を進める。その財源基盤を強化するため、Ⅲ－2. で後述するHECS債(仮称)による資金調達手法を導入する。
- 地方自治体による高等教育費の負担軽減に向けた支援を促す方策として、地方創生を推進するデジタル田園都市国家構想交付金において実施している移住支援について、大学卒業後に地方に移住する学生を対象とすることなどにより支援を強化する。

2. 全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充

(1) 妊娠期からの切れ目ない支援の拡充 ～伴走型支援と産前・産後ケアの拡充～

- 妊娠から産後2週間未満までの妊産婦の多くが不安や負担感を抱いていることや、こどもの虐待による死亡事例の6割が0歳児(うち5割は0か月児)であることなどを踏まえると、妊娠期からの切れ目ない支援と産前・産後ケアの拡充は急務となっている。
- このため、妊娠期から出産・子育てまで、身近な場所で相談に応じ、多様なニーズに応じた支援につなぐ「伴走型相談支援」について、地方自治体の取組と課題を踏まえつつ、継続的な実施に向け制度化の検討を進める。その際、手続等のデジタル化も念頭に置きつつ制度設計を行う。
- 退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポートなどを行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を図る産後ケア事業については、利用者負担の軽減措置を本年度から全ての世帯を対象を拡大して実施するとともに、支援を必要とする全ての方が利用できるようにするための提供体制の確保に向けた取組を進めるなど、子育て家庭の産前・産後の心身の負担軽減を図る観点から実施体制の強化等を行う。また、乳幼児健診等を推進する。

- 女性が、妊娠前から妊娠・出産後まで、健康で活躍できるよう、国立成育医療研究センターに、「女性の健康」に関するナショナルセンター機能を持たせ、女性の健康や疾患に特化した研究やプレコンセプションケアを含む成育医療等の提供に関する研究、相談支援等を進める。また、2022年度から保険適用された不妊治療について、推進に向けた課題を整理、検討する。

(2) 幼児教育・保育の質の向上 ～75年ぶりの配置基準改善と更なる処遇改善～

- 待機児童対策の推進により量の拡大は進んだものの、一方で、昨今、幼児教育・保育の現場でのこどもをめぐる事故や不適切な対応事案などにより子育て世帯が不安を抱えており、安心してこどもを預けられる体制整備を急ぐ必要がある。
- このため、保育所・幼稚園・認定こども園の運営費の基準となる公的価格の改善について、公的価格評価検討委員会中間整理(2021年12月)を踏まえた費用の使途の見える化を進め、保育人材確保、待機児童解消その他関連する施策との関係を整理しつつ、取組を進める。
- 具体的には、「社会保障と税の一体改革」以降積み残された1歳児及び4・5歳児の職員配置基準について1歳児は6対1から5対1へ、4・5歳児は30対1から25対1へと改善するとともに、民間給与動向等を踏まえた保育士等の更なる処遇改善を検討する。

(3) 全ての子育て家庭を対象とした保育の拡充～「こども誰でも通園制度(仮称)」の創設～

- 0～2歳児の約6割を占める未就園児を含め、子育て家庭の多くが「孤立した育児」の中で不安や悩みを抱えており、支援の強化を求める意見がある。全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付(「こども誰でも通園制度(仮称)」)を創設する。具体的な制度設計に当たっては、基盤整備を進めつつ、地域における提供体制の状況も見極めながら、速やかに全国的な制度とすべく、本年度中に未就園児のモデル事業を更に拡充させ、2024年度からは制度の本格実施を見据えた形で実施する。あわせて、病児保育の安定的な運営に資するよう、事業の充実を図る。

3. 共働き・共育ての推進

(1) 男性育休の取得促進 ～「男性育休は当たり前」になる社会へ～

- 国際的に見ても低水準にある夫の家事・育児関連時間を増やし、共働き・共育てを定着させていくための第一歩が男性育休の取得促進である。「男性育休は当たり前」になる社会の実現に向けて、官民一体となって取り組む。このため、制度面と給付面の両面からの対応を抜本的に強化する。
- なお、こうした対応を図るに当たっては、各種施策によって、かえって女性側に家事・育児負担が偏ってしまうということのないように十分に留意しなければならない。

制度面の対応

- まず、制度面では、男性の育児休業取得率について、現行の政府目標(2025年までに30%)を大幅に引き上げる。具体的には、国・地方の公務員(一般職・一般行政部門常勤)について育児休業の内容にも留意しつつ、先行的に目標の前倒しを進め、公務員、民間の双方について、以下のように男性の育児休業取得率の目標を引き上げる。

(男性の育児休業取得率の目標)

2025年 公務員85%(1週間以上の取得率)、民間50%

2030年 公務員85%(2週間以上の取得率)、民間85%

(参考)民間の直近の取得率:女性85.1%、男性13.97%

- また、2025年3月末で失効する次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)を改正し、その期限を延長した上で、一般事業主行動計画について、数値目標の設定や、PDCAサイクルの確立を法律上の仕組みとして位置付けるとともに、今後の次世代育成支援において重要なのは「男女とも仕事と子育てを両立できる職場」であるという観点を明確化した上で、男性の育児休業取得を含めた育児参加や育児休業からの円滑な職場復帰支援、育児のための時間帯や勤務地への配慮等に関する行動が盛り込まれるようにする。あわせて、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。)における育児休業取得率の開示制度の拡充を検討し、これを踏まえて有価証券報告書における開示を進める。

給付面の対応

- さらに給付面の対応として、いわゆる「産後パパ育休」(最大28日間)を念頭に、出生後一定期間内に両親ともに育児休業を取得することを促進するため、給付率を現行の67%(手取りで8割相当)から、8割程度(手取りで10割相当)へと引き上げる。
- 具体的には、両親ともに育児休業を取得することを促進するため、男性が一定期間以上の「産後パパ育休」を取得した場合には、その期間の給付率を引き上げるとともに、女性の産休後の育休取得について28日間(産後パパ育休期間と同じ期間)を限度に給付率を引き上げることとし、2025年度からの実施を目指して、検討を進める。
- 男女ともに、職場への気兼ねなく育児休業を取得できるようにするため、現行の育児休業期間中の社会保険料の免除措置及び育児休業給付の非課税措置に加えて、育児休業を支える体制整備を行う中小企業に対する助成措置を大幅に強化する。その際、業務を代替する周囲の社員への応援手当の支給に関する助成の拡充や代替期間の長さに応じた支給額の増額を検討する。あわせて、「くるみん認定」の取得など、各企業の育児休業の取得状況等に応じた加算等を検討し、実施インセンティブの強化を図る。
- あわせて、男性育休の大幅な取得増等に対応できるよう、育児休業給付を支える財政基盤を強化する。

Ⅲ－2. 「加速化プラン」を支える安定的な財源の確保

○ Ⅲ－1. の1. ～4. で掲げた給付面の改革や意識改革と並行して、次のような財政面の改革に取り組む。

(見える化)

○ こども家庭庁の下に、こども・子育て支援のための新たな特別会計(いわゆる「こども金庫」)を創設し、既存の(特別会計)事業を統合しつつ、こども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化を進める。

(財源の基本骨格)

- ① 財源については、国民的な理解が重要である。このため、2028年度までに徹底した歳出改革等を行い、それらによって得られる公費の節減等の効果及び社会保険負担軽減の効果を活用しながら、実質的に追加負担を生じさせないことを目指す。
歳出改革等は、これまでと同様、全世代型社会保障を構築するとの観点から、歳出改革の取組を徹底するほか、既定予算の最大限の活用などを行う¹⁴。なお、消費税などこども・子育て関連予算充実のための財源確保を目的とした増税は行わない。
 - ② 経済活性化、経済成長への取組を先行させる。経済基盤及び財源基盤を確固たるものとするよう、ポストコロナの活力ある経済社会に向け、新しい資本主義の下で取り組んでいる、構造的賃上げと官民連携による投資活性化に向けた取組を先行させる。
 - ③ ①の歳出改革等による財源確保、②の経済社会の基盤強化を行う中で、企業を含め社会・経済の参加者全員が連帯し、公平な立場で、広く負担していく新たな枠組み(「支援金制度(仮称)」)を構築することとし、その詳細について年末に結論を出す。
 - ④ 2030年代に入るまでの少子化対策のラストチャンスを見逃さないよう、徹底した歳出改革等や構造的賃上げ・投資促進の取組を複数年にわたって先行させつつ、「加速化プラン」の大宗を3年間(2026年度まで)で実施し、「加速化プラン」の実施が完了する2028年度までに安定財源を確保する。
 - ⑤ その間に財源不足が生じないよう、必要に応じ、つなぎとして、こども特例公債(こども金庫が発行する特会債)を発行する。
 - ⑥ 上記の安定財源とは別に、授業料後払い制度の導入に関して、学生等の納付金により償還が見込まれること等を踏まえHECS債(仮称)による資金調達手法を導入する。
- 上記の基本骨格等に基づき、Ⅲ－1. の内容の具体化と併せて、予算編成過程における歳出改革等を進めるとともに、新たな特別会計の創設など、必要な制度改革のための所要の法案を2024年通常国会に提出する。

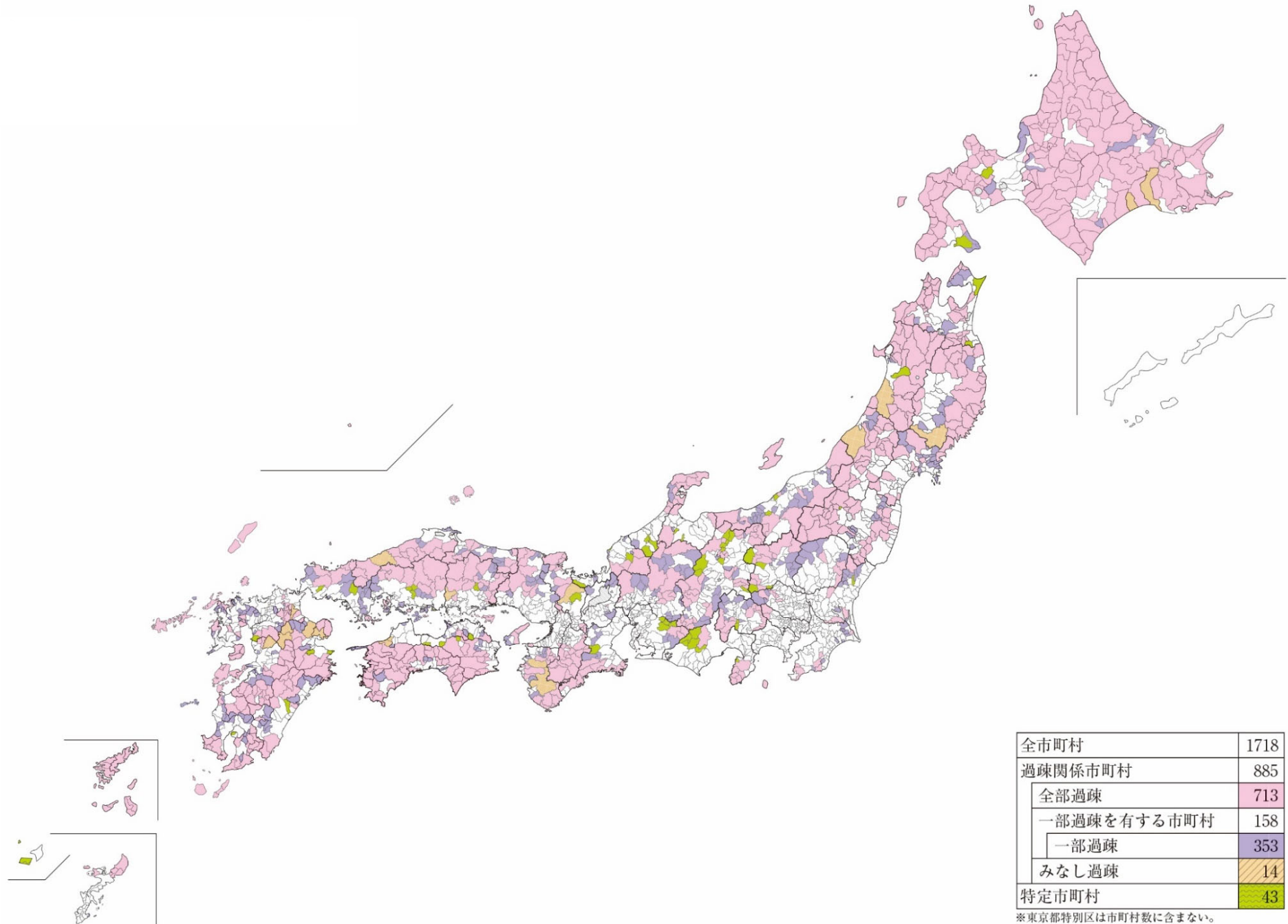
14 こども・子育て政策の強化は、国と地方が車の両輪となって取り組んでいくべきであり、「加速化プラン」の地方財源についてもこの中で併せて検討する。

Ⅲ－３. こども・子育て予算倍増に向けた大枠

- 「加速化プラン」の予算規模は、現時点ではおおむね3兆円程度¹⁸となるが、さらに、本戦略方針に盛り込まれている施策のうち、高等教育費の更なる支援拡充策、今後「こども大綱」の中で具体化する貧困、虐待防止、障害児・医療的ケア児に関する支援策について、今後の予算編成過程において施策の拡充を検討し、全体として3兆円半ばの充実を図る。
- 「加速化プラン」を実施することにより、我が国のこども・子育て関係予算は、こども一人当たりの家族関係支出で見て、OECDトップ水準のスウェーデンに達する水準となり、画期的に前進する。
- 現時点の「加速化プラン」を実施することにより、国のこども家庭庁予算（2022年度4.7兆円）は約5割増加すると見込まれる。また、育児休業については、新たな男性育休の取得目標の下での職場の意識改革や制度拡充の効果により関連予算が倍増していくと見込まれる。
- こども・子育て予算倍増に向けては、「加速化プラン」の効果の検証を行いながら、政策の内容・予算をさらに検討し、こども家庭庁予算で見て、2030年代初頭までに、国の予算又はこども一人当たりで見た国の予算の倍増を目指す。その財源については、今後更に政策の内容を検討し、内容に応じて、社会全体でどう支えるかさらに検討する。

¹⁸ 国・地方の事業費ベース。

全国の過疎地域（令和4年4月1日現在）



都道府県別過疎関係市町村数（令和4年4月1日時点）

都道府県名	市町村数計	過疎関係市町村数計	過疎市町村	一部過疎を有する市町村	みなし過疎市町村	備考
北海道	179	152	145	6	1	函館市[中核](一部過疎)
青森	40	30	26	4	0	
岩手	33	25	21	3	1	
宮城	35	16	11	5	0	
秋田	25	23	21	1	1	
山形	35	22	20	1	1	
福島	59	34	30	4	0	
茨城	44	11	6	5	0	
栃木	25	6	4	2	0	
群馬	35	13	9	4	0	
埼玉	63	7	5	2	0	
千葉	54	13	7	6	0	
東京	39	7	7	0	0	
神奈川	33	1	1	0	0	
新潟	30	19	12	7	0	
富山	15	4	3	1	0	
石川	19	10	8	2	0	
福井	17	8	4	4	0	
山梨	27	14	9	5	0	
長野	77	40	32	8	0	
岐阜	42	17	10	7	0	
静岡	35	7	7	0	0	
愛知	54	4	3	1	0	
三重	29	10	8	2	0	
滋賀	19	4	1	3	0	

都道府県名	市町村数計	過疎関係市町村数計	過疎市町村	一部過疎を有する市町村	みなし過疎市町村	備考
京都	26	12	9	2	1	
大阪	43	4	4	0	0	
兵庫	41	16	10	6	0	
奈良	39	19	19	0	0	
和歌山	30	23	17	4	2	
鳥取	19	15	10	5	0	鳥取市[中核](一部過疎)
島根	19	19	16	2	1	松江市[中核](一部過疎)
岡山	27	19	14	4	1	
広島	23	14	10	4	0	呉市[中核](一部過疎)
山口	19	10	6	4	0	山口市[県庁](一部過疎) 下関市[中核](一部過疎)
徳島	24	13	11	2	0	
香川	17	10	6	4	0	
愛媛	20	14	10	3	1	
高知	34	29	26	3	0	高知市[中核](一部過疎)
福岡	60	23	18	5	0	
佐賀	20	11	5	6	0	佐賀市[県庁](一部過疎)
長崎	21	15	12	3	0	長崎市[中核](一部過疎) 佐世保市[中核](一部過疎)
熊本	45	32	26	5	1	
大分	18	15	11	2	2	
宮崎	26	16	12	4	0	
鹿児島	43	42	36	6	0	
沖縄	41	17	15	1	1	
全国	1,718	885	713	158	14	

(備考) 1 市町村数は令和4年4月1日現在

2 過疎関係市町村数計は、過疎市町村（第2条第1項、第41条第1項）、一部過疎（第3条第1項、2項、第41条第2項、3項）みなし過疎（第42条）のすべてを合算。

3 備考欄に記載した市町村は、過疎関係の政令市、中核市、県庁所在市であり、「政令」「中核」「県庁」と区分を表記している。

4 東京都特別区は市町村数に含まない。

内訳

市町村別団体数	市	町	村
	311	449	125

過疎対策事業債

○ 過疎市町村が過疎地域持続的発展市町村計画に基づいて行う事業の財源として特別に発行が認められた地方債

【対象事業】

<ハード分>

産業振興施設等	○地場産業、観光、レクリエーションに関する事業を行う法人に対する出資 ○産業の振興を図るために必要な市町村道、農道、林道、漁港関連道 ○漁港、港湾施設 ○地場産業の振興に資する施設 ○中小企業の育成又は企業の導入若しくは起業の促進のために市町村が個人又は法人その他の団体に使用させるための工場、事務所 ○観光、レクリエーションに関する施設 ○産業の振興を図るために必要な市町村が管理する都道府県道 ○林業用作業路 ○農林漁業の経営の近代化のための施設 ○商店街振興のために必要な共同利用施設	厚生施設等	○下水処理のための施設 ○一般廃棄物処理のための施設 ○火葬場 ○消防施設 ○保育所及び児童館 ○認定こども園 ○高齢者の保健又は福祉の向上又は増進を図るための施設 ○障害者又は障害児の福祉の増進を図るための施設 ○診療施設 ○簡易水道施設及び簡易水道施設であった水道施設(平成19年度以降の簡易水道事業統合により、簡易水道施設でなくなったもの) ○市町村保健センター、母子健康包括支援センター
交通通信施設	○交通の確保を図るために必要な市町村道、農道、林道、漁港関連道 ○電気通信に関する施設 ○住民の交通手段の確保又は地域間交流のための鉄道施設及び鉄道車両並びに軌道施設及び軌道車両 ○交通の確保を図るために必要な市町村が管理する都道府県道 ○住民の交通の便に供するための自動車、渡船施設 ○除雪機械	教育文化施設	○公民館その他の集会施設 ○公立の小学校、中学校及び義務教育学校並びに市町村立の幼稚園、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校 ○市町村立の専修学校、各種学校 ○図書館 ○地域文化の振興等を図るための施設 ○公立の小学校、中学校若しくは義務教育学校又は市町村立の中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の学校給食施設・設備 ○公立の小学校、中学校若しくは義務教育学校又は市町村立の高等学校、中等教育学校若しくは特別支援学校の教職員住宅
○集落再編整備 ○再生可能エネルギーを利用するための施設			

<ソフト分> ※出資及び施設整備費を除く

- 住民の日常的な移動のための交通手段の確保、地域医療の確保、集落の維持及び活性化その他の住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るため特別に地方債を財源として行うことが必要と認められる事業(基金の積立てを含む)

【充当率】 **100%**

【元利償還金に対する交付税措置率】 **70%**

【令和5年度事業費】 **5,400億円** (うちハード分:4,652億円、ソフト分:748億円)

過疎対策事業債ソフト分について

○ 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法 第14条第2項

前項に規定するもののほか、住民の日常的な移動のための交通手段の確保、地域医療の確保、集落の維持及び活性化その他の住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るため特別に地方債を財源として行うことが必要と認められる事業として過疎地域の市町村が市町村計画に定めるもの（当該事業の実施のために地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十一条の規定により設けられる基金の積立てを含む。次項において「過疎地域持続的発展特別事業」という。）の実施につき当該市町村が必要とする経費（出資及び施設の整備につき必要とする経費を除く。）については、地方財政法第五条各号に掲げる経費に該当しないものについても、人口、面積、財政状況その他の条件を考慮して総務省令で定めるところにより算定した額の範囲内に限り、地方債をもってその財源とすることができる。

○ 対象経費は次のようなものを除き、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業を広く対象（出資及び施設整備費を除く）

- ① 市町村の行政運営に通常必要とされる内部管理経費
- ② 生活保護等法令に基づき負担が義務づけられている経費
- ③ 地方債の元利償還に要する経費
- ④ 地域の持続的発展に資することなく効果が一過性である事業に要する経費

～具体的な事業例～

①地域医療の確保

- 医師確保事業（診療所開設費用補助）
- ICTを活用した遠隔医療



②生活交通の確保

- コミュニティバス、デマンドタクシー等の運行
- バス路線維持に向けた民間バス事業者への補助



③集落の維持及び活性化

- 集落支援員の設置、集落点検や集落課題の話し合いの実施
- 移住・交流事業（インターネット広報や空き家バンク等）



④産業の振興

- 農業の担い手・人づくり対策、6次産業化
- 企業誘致・雇用対策（コミュニティビジネスの起業等）



※その他 高齢者支援（配食サービス、通報システム）、子育て支援、教育振興、森林対策、鳥獣被害対策、伝統文化振興、自然エネルギー関係、防災対策 等

令和5年度における過疎対策事業債・辺地対策事業債の留意事項について

1 地方債計画額（過疎債・辺地債）

資材価格高騰を踏まえ、令和5年度地方債計画額を次のとおり確保

過疎対策事業債 5,400億円（対前年度200億円の増）

辺地対策事業債 540億円（対前年度10億円の増）

2 過疎債特別分について

次の事業を特別分として位置付け、他の事業に優先して同意等を行う

- ① 雇用創出特別分【継続】…………… 民間雇用の創出や産業振興に資する事業
- ② 光ファイバ等整備特別分【継続】…………… 光ファイバ等の整備事業（通信施設・設備に関するもの）
- ③ 公共施設マネジメント特別分【継続】… 公共施設等総合管理計画に基づいて行われる公共施設の統廃合を伴う集約化・複合化事業

3 過疎債ソフト分の発行限度額について

過疎債ソフト分の発行限度額について、新過疎法の施行に合わせて講じられている激変緩和措置の漸減率は次のとおり

R3	R4	R5	R6	R7	R8	※R9
1.0	0.9	0.7	0.5	0.3	0.1	0.1

※卒業団体のうち財政力指数が0.40以下の団体

4 財政融資資金の償還年限の延長について（過疎債・辺地債）

- 財政融資資金における償還年限は、過疎対策事業債は原則12年以内、辺地対策事業債は原則10年以内（一部事業を除く）
- 令和5年度より、簡易水道施設及び簡易下水道施設であった水道施設について、利率見直し方式に限り30年以内に延長

ローカル10,000プロジェクト

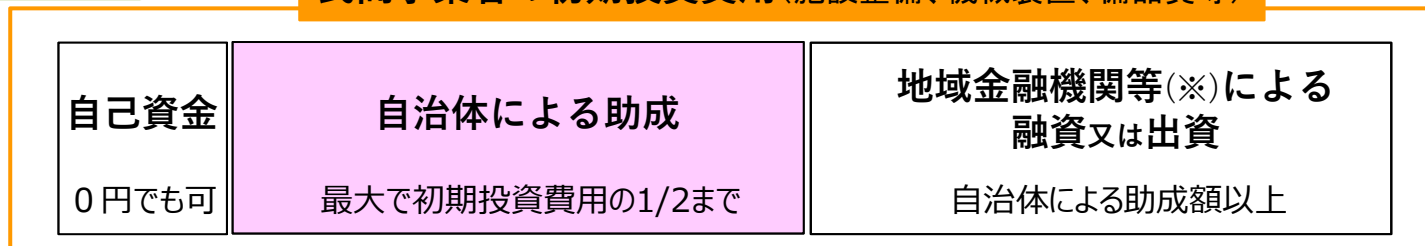
R5 予算額
地域経済循環創造事業交付金 5.8億円の内数

1. 制度概要

- 地域振興に資する民間投資を支援するため、自治体（都道府県・市町村）が、地域金融機関の融資と協調して、公費により助成する制度。
- 自治体負担額について、国費（補助率：1/2～10/10）による支援等により、ローカルスタートアップ立ち上げを強力に支援。

2. 事業スキーム

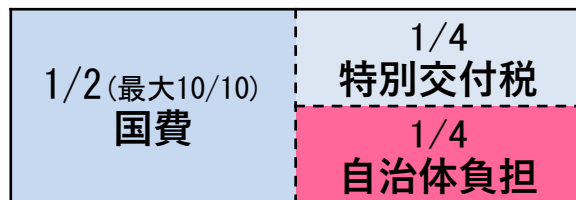
民間事業者の初期投資費用（施設整備、機械装置、備品費等）



活用可能な事業(例)

農	林	漁	業
製	造		業
宿	泊		業
観	光		業
食	品	加	工
地	域	エ	ネ
ル	ギ	ー	事
業			業

国の財政支援等



※ 第一地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、信用組合

R5年度から、融資元の拡充

・日本政策金融公庫

・ふるさと融資を利用する場合の地方公共団体

・原則、自治体負担の1/2を国費により支援し、残額の1/2を特別交付税により財政措置。

※1 財政力の弱い条件不利地域は国費を2/3又は3/4にかさ上げ

※2 デジタル技術を活用した事業は国費を10/10、脱炭素に資する地域再エネを活用した事業は国費を3/4にかさ上げ

3. 交付手続

- ① 事業計画書(※)の作成
 - ・民間事業者・地域金融機関が、事業実施地域の自治体窓口と調整の上作成。
 - 又は
 - ・自治体が地域課題解決に向けた事業を発案し、民間事業者・地域金融機関を募った上で作成。
- ② 総務省への申請
 - ・自治体から総務省に事業採択を申請。
 - ・申請は年間を通じ随時受付（毎月10日〆切）。
- ③ 採択決定
 - ・申請から約1ヶ月半で採択決定。

※ R5年度から、記載内容の軽減を図るとともに、記載例を示した計画書を自治体に提示。

4. 採択実績

280 自治体
449 事業

※令和5年3月末時点

地域おこし協力隊について

R 5 予算額 208百万円

- 令和4年度の地域おこし協力隊の隊員数は、前年度から432名増の6,447人となり、インターン参加者数を含めた合計数は、6,813人となった。
- また、受入自治体数は、前年度から31団体増加し、1,118団体（受入可能自治体1,461団体の約77%）となった。

年 度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
隊員数	89人	257人	413人	617人	978人	1,629人	2,799人	4,090人	4,976人	5,530人	5,503人	5,560人	6,015人	6,447人
インターン参加者数													106人 (16人)	421人 (82人)
合計	89人	257人	413人	617人	978人	1,629人	2,799人	4,090人	4,976人	5,530人	5,503人	5,560人	6,114人	6,813人
自治体数	31団体	90団体	147団体	207団体	318団体	444団体	673団体	886団体	997団体	1,061団体	1,071団体	1,065団体	1,087団体 【2団体】	1,118団体 【2団体】

- ※ 隊員数、インターン参加者数、自治体数は、総務省の「地域おこし協力隊推進要綱」に基づくもの（いずれも特別交付税算定（令和4年11月末調査時点）ベース）。
- ※ 平成26年度から令和3年度の隊員数は、名称を統一した旧「田舎で働き隊(農水省)」の隊員数を含む。
- ※ （ ）内の数は、インターン参加者のうち、地域おこし協力隊に任用された者の人数（翌年度任用見込み者数を含む）。
- ※ 合計は、隊員数とインターン参加者数（翌年度任用見込み者数を除く）の合計値。
- ※ 【 】内の数は、自治体数のうち、インターンのみ受け入れた自治体数。

参考：地域おこし協力隊について

隊員の約4割は女性

隊員の約7割が20歳代と30歳代

任期終了後、およそ65%が同じ地域に定住※R4.3末調査時点

- 制度概要**：都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動し、生活の拠点を移した者を、地方公共団体が「地域おこし協力隊員」として委嘱。隊員は、一定期間、地域に居住して、地域ブランドや地場産品の開発・販売・P R等の地域おこしの支援や、農林水産業への従事、住民の生活支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組。
- 実施主体**：地方公共団体 ○**活動期間**：概ね1年以上3年以下
- 総務省の支援**：
 ・ **特別交付税措置** （隊員1人あたり480万円上限 等）
 ・ **令和5年度予算 2.1億円**

・ 隊員のなり手の掘り起こし

・ 受入れ・サポート体制の強化

・ 定住促進に向けた起業支援

（地域おこし協力隊全国サミット 等）
 （地域おこし協力隊サポートデスク 等）
 （起業・事業化研修 等）

地域運営組織の形成・運営

R5 予算額 0.3億円

概要

地域の暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域内の様々な関係主体が参加する協議組織が定めた地域経営の指針に基づき、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する組織。

※853市区町村で、おおむね小学校区単位に7,207団体が形成（令和4年度調査）

地域運営組織に対する支援等

○地域運営組織に関する調査研究

- ・実態把握調査
- ・先進事例調査
- ・自治体職員向け地域別研修会の開催
- ・形成促進に向けた研修用テキスト、ワークショップの手引き作成 等

○全国セミナー（仮称）

- ・国の施策説明、有識者の講演、先進団体の事例発表等を通じ、自治体職員や関係者等の学びの機会を創出

○地方財政措置（普通交付税・特別交付税）

- 1.住民共助による見守り・交流の場や居場所づくり等への支援【市町村】
 - （1）地域運営組織の運営支援
 - （2）住民共助による見守り・交流の場や居場所づくり等への支援
- 2.地域運営組織の経営力支援【都道府県及び市町村】



地域運営組織の活動事例

（特非）きらりよしじまネットワーク（山形県川西町）

- ・高齢者のふれあいサロンや児童クラブ事業など住民の生活支援活動を実施。
- ・コンビニの休憩スペースを利用した産直朝市を実施し、地元農産物の販売を積極的に行っている。



（特非）ほほえみの郷トイトイ（山口県山口市）

- ・移動手段のない高齢者や、一人暮らしで不安を抱えている高齢者をターゲットに、生活に必要な食料や日用品を届ける移動販売サービスを実施。
- ・移動販売車による地域内巡回は、買い物支援のみならず、高齢者の見守りの機能も果たしている。



地域運営組織の活動実態

- 団体数

：令和4年度は地域運営組織が全国で7,207団体確認され、令和3年度（6,064団体）から1,143団体増加（18.8%増）し、平成28年度に比べて約2倍以上に増加。また、地域運営組織が形成されている市区町村は853市区町村であり、令和3年度（814市区町村）から39市区町村増加（4.8%増）。
- 組織形態

：法人格を持たない任意団体が90.9%、NPO法人が3.9%、認可地縁団体が2.3%。
- 構成団体

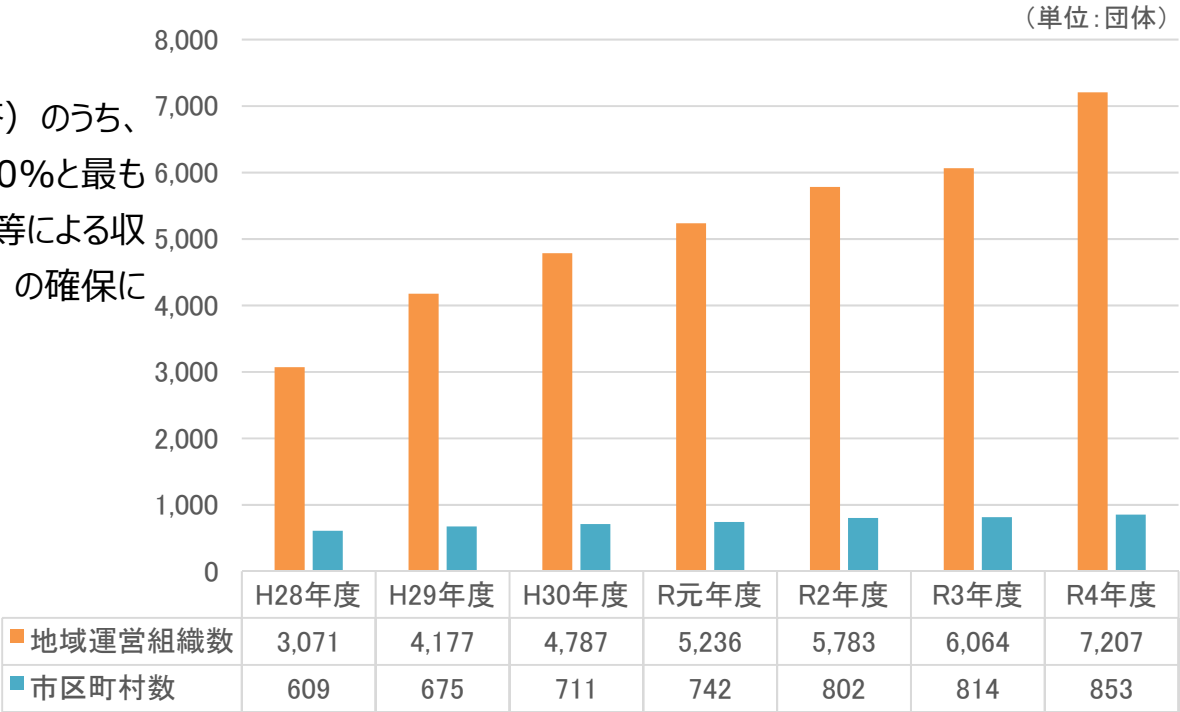
（複数回答）：自治会・町内会が構成員となっている地域運営組織は78.2%と最も多く、「地域の福祉活動に関わる団体、民生委員・児童委員」（58.7%）、「地域の子ども・青少年育成に関わる団体」（50.6%）が続く。
- 活動拠点

：活動拠点を有する団体が95.3%、このうち66.5%が公共施設を使用。
- 活動内容

（複数回答）：祭り・運動会・音楽会などの運営（68.4%）が最も多く、交流事業（66.8%）、健康づくり（60.2%）、防災訓練・研修（59.1%）などが続く。
- 収入

（複数回答）：収入源（第1位から第5位までを複数回答）のうち、「市区町村からの助成金・交付金等」が84.0%と最も多い。また、生活支援などの自主事業の実施等による収入（会費、補助金、寄附金等以外の収入）の確保に取り組む地域運営組織の割合は44.2%。
- 課題

（複数回答）：活動の担い手となる人材の不足（76.1%）が最も多く、団体の役員・スタッフの高齢化（56.7%）、次のリーダーとなる人材の不足（56.2%）が続くなど、人材に関するものが多い。



※令和4年度 総務省調査（市区町村：1,730団体、地域運営組織：7,207団体が回答）

地域運営組織の設立・運営に関する地方財政措置（概要）

＜令和4年度＞ ※孤独・孤立対策として下線を対象経費に追加

1. 住民共助による見守り・交流の場や居場所づくり等への支援【市町村】

地域運営組織の運営支援や住民共助による見守り・交流の場や居場所づくり等への支援に要する経費

（1）地域運営組織の運営支援

- ① 運営支援（措置対象：事務局人件費 等）…普通交付税
- ② 形成支援（措置対象：ワークショップ開催に要する経費 等）…特別交付税

（2）住民共助による見守り・交流の場や居場所づくり等への支援

（措置対象：高齢者交流、声かけ・見守り、買物支援、弁当配達、登下校時の見守り、交流事業（子育て、親子、多世代）、子ども食堂、学習支援、相談の場に要する経費 等）…普通交付税

※ 1 は、R3年度「地域の暮らしを支える住民共助の仕組みづくりの推進」から項目名変更を行うこととしている。

※(1)①及び(2)において、普通交付税算定額を上回る経費について、特別交付税による措置を講ずる。

2. 地域運営組織の経営力強化支援【都道府県及び市町村】

自主事業の実施による収入の確保等地域運営組織の経営力強化に要する経費

（措置対象：研修、設備導入、販路開拓に要する経費 等）…特別交付税

特定地域づくり事業協同組合制度

R5 予算額 5.6億円
(内閣府予算計上)

根拠法：地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（令和2年6月4日施行）

人口急減地域の課題

- ・事業者単位で見ると年間を通じた仕事がない
- ・安定的な雇用環境、一定の給与水準を確保できない

⇒人口流出の要因、Uターン障害

特定地域づくり事業協同組合制度

- ・地域の仕事を組み合わせて年間を通じた仕事を創出
 - ・組合で職員を雇用し事業者に派遣
(安定的な雇用環境、一定の給与水準を確保)
- ⇒地域の担い手を確保

人口急減法の概要

対 象：人口規模・人口密度・事業所数等に照らし、人材確保に特に支援が必要な地区として知事が判断

※過疎地域に限られない

認定手続：事業協同組合の申請に基づき、都道府県知事が認定（10年更新制）

特例措置：労働者派遣法に基づく労働者派遣事業（無期雇用職員に限る）を届出で実施可能

特定地域づくり事業協同組合員

農 業 者	林 業 者	漁 業 者	...	食 品 加 工 業 者	製 材 業 者	機 械 製 造 業 者	...	運 送 業 者	介 護 業 者	飲 食 ・ 宿 泊 業 者
-------------	-------------	-------------	-----	----------------------------	------------------	----------------------------	-----	------------------	------------------	---------------------------------

人材 派遣

利用 料金

特定地域づくり事業協同組合

地域づくり人材の雇用 ⇒ 所得の安定・社会保障の確保

市 町 村

〈組合の運営経費〉

1 / 2 市町村助成

1 / 2
利用料金収入

1 / 4
交付金

1 / 8
特別
交付税

1 / 8

※このほか、設立支援に対する特別交付税措置あり

財政
支援

認定

都道府県

情報提供
助言、援助

特定地域づくり事業協同組合制度の活用方法イメージ

1



2



派遣イメージ

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
職員A・B	食品加工			宿泊業			農業			定置網漁		
職員C・D	定置網漁			漁協			食品加工			農業		
職員E・F	宿泊業					広告業			定置網漁			
職員G・H	定置網漁			食品加工			農業			食品加工		

特定地域づくり事業協同組合 都道府県別認定状況

R5.5.1時点

82組合

(34道府県85市町村)

※R5交付決定ベース

